

第四十三回
国会

参議院農林水産委員会會議録第二十五号

昭和三十八年三月二十九日(金曜日)

午前十時十分開会

出席者は左の通り。

委員長 櫻井 志郎君
理事 青田源太郎君
仲原 善一君
渡辺 勘吉君
北條 楠八君
森 八三二君

委員

井川 伊平君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
堀原 茂嘉君
木島 義夫君
中野 文門君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
堀本 宣実君
山崎 齊君
矢山 有作君
牛田 寛君
天田 勝正君

国務大臣

農林大臣 重政 誠之君

政府委員

農林政務次官 大谷 實雄君
農林大臣官房長 林田悠紀夫君
農林省農政局長 齋藤 誠君
水産庁長官 庄野五一郎君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
員會専門

説明員

農林省農政局 石倉 秀次君
植物防疫課長
農林省畜産 局参事官 丹羽雅次郎君

本日の會議に付した案件

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査(畜産物価格に関する件)

○農薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員會を開きます。

漁港法の一部を改正する法律案及び漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を一括議題といたします。

直ちに討論に入ります。両案件について御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

まず、漁港法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案とお

り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認すべきものと議決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 全会一致でございます。よって、本件は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないと認めさう決定いたしました。十一時まで休憩いたします。

午前十二時十分開会

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員會を再開いたします。

畜産物価格に関する件を議題といたします。

質疑のある方は、御発言願います。

○矢山有作君 非常にお忙しいところ

を大臣に来ていただきまして、まず冒頭に感謝を申し上げておきます。

二十二日から二十五日、六日と、畜産物の価格審議会が行なわれたわけですが、その中で、すでにもう大臣も御承知のように、答申が出されております。答申の内容についても、すでにもう御協議になったという話を聞いておりますので、十分御承知だと思っております。

まず第一点は、答申の中で原料乳の安定基準価格を決定することについて意見が分かれております。答申もそのとおり二つの見解に分かれて答申がされております。さらに指定食肉の安定基準価格についても二つの意見が分かれてきて、答申がなされております。この二つの答申について、その後いろいろと御検討なさった結果、どういふふうな御判断を持っておいでになるか、まずそのことをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(重政誠之君) これは意見が、たとえば原料乳の安定基準価格を決定するについては次の二つの意見があった、こういうので、その一つのほうは、需給の実勢にかんがみて現行価格を据え置くこと、このほうは、いわゆる生産者所得補償方式を建前としてやれ、こういう二つの意見でありますから、これはそのとおり、私はこういう二つの意見がある、こういうふうな認識をいたしております。

○矢山有作君 認識は二つ出ているのだから、二つあるのだなということとは

わかるが、これは当たり前で、私がお聞きしたいのは、もう告示を二、三日に控えておるわけです。そうすると、この二つの意見の両方とも採用して、二通りの価格決定をやるわけにはいかぬ。農林省としては、いずれか一つにしろなければならぬ。その場合に、二様に分かれた見解のどちらを要当と検討の結果お考えになっておるのか、もし考え方が出ればお伺いしたい、こういうことなのです。

○国務大臣(重政誠之君) まだ結論を出していません。

○矢山有作君 それでは、結論が出ておらないということですので、それでは私のほうでいろいろお伺いしたいと思います。

まず、大臣にお伺いしたいのは、乳価の値下げが昨年の十二月ごろから一斉に全国的に行なわれてきたわけですから、それに対しては御承知のように、現在の酪農経営の実態からして、この乳価値下げをやられたんでは酪農家は成り立っていないかぬ、こういうことで、全国各地でもって農民の値下げを阻止しようという運動が起こっている。その運動が積み上げられて、昨年の十二月には東京で値下げ阻止の大会が持たれ、さらに三月の中ごろにも同じような大会が持たれているわけですが、そういうような農民の全国的な動きというものを大臣はどういうふうにお考えになっておるのか、酪農民が好んでそういうことをやっておると御判断なすっておるのかどうなのか、そこのと

私は一つの見方であらうと思うのですね。

○矢山有作君　そういうような、すこぶるづきに酪農というか、無責任な見方で酪農の再生産が確保されておると

いうのでは、これは為政者としての責任を全く回避しておると言わなければならぬ。私は特殊な例を取り上げて、

それが再生産を確保しておるかしていないかということは問題じゃない。なるほどおっしゃったような、特異の

ケースというものはたくさんの中にあ
ります。しかしながら、少なくとも酪
農全般をながめたときに、再生産が確

保されているのかどうか、正常な形でなされているのかということは、これは為政者として判断しなければなら

ぬ。そういうところからいうと、これは大臣もう一ぺんよく統計をいろいろ調べていただきたいのですがね。これ

は農民の場合は、正常な形で再生産が確保されなければならない。つまり戦後酪農の産出量が伸びてきたという見

方じゃないですよ。酪農民は全く飢餓生産そのものなんですよ。とにかく自分の手間賃を償おうが償うまいが、自

分のほうから持ち出してまでも酪農にしがみついていたいなければならなかったという農民の実態を知っていたのかな

ければならぬ。しかし、それには政府は農業基本法を作つて、その中でいわゆる主産地形成で大きく取り上げるの

は酪農だ、構造改善事業の中でも、半数近いものは酪農だ、酪農をやれば農民は何かなるという期待を持たされ

たわけですよ。それでまあ、ときには悪くても、出血覚悟で何とかして生産を持ちこたえてきたということも一つ

ありましょう。それからそういう道で

製品の買上げをやられてもとうにもならぬ、そのことだけは認識してゐなければいけぬ。

○国務大臣(重政誠之君) それはなかなかむずかしい問題だと思ふのでありますが、できるだけこれは私どもも努力をいたします。率直な私の感じを申し上げますと、御承知のように、肥料とか米とかというようなものにつきましては、もう多年調査もし、そうして実行の経験もあつて、ますますこの肥料のごときものでも、工場の生産コストとていうようなものが大体わかつておるとすれば、まだ経験も足らないし、そうしてそういうものの製品コストが一体ほんとうにどうなんだということを的確につかむことが、實際問題としてはこれはなかなかむずかしいのです。そうして、業態もでかいものもあれば、小さいものもあつたりして、大体同じようなスケールの製造工場であれば、比較的簡単にいきますが、そうでないようなことからして、おしかりを受けるかも知れませんが、なかなかそのこととはむずかしい点があるわけなんです。でありますから、今の製品と原料乳との關係をつけると言われる、これはもうごもつともなことです。やらなければならぬことでありますが、右から左に、しからばそういうデータがたくさんあつたり、また経験もあつて、さつとこれをつかまえるという段階にまで實際はいつていないのです。ここに非常にむずかしいところが、あることをひとつ御了承願つて、御

同情を願わぬといかぬと思ひますね。

○矢山有作君 今のお話で、まあ二つに分けてみたと思うのですが、コストの調査が十分でないから、従来、買の価格と安定基準価格とを関連させてはじき出すということが、なかなかむずかしいとおっしゃったのですが、しかし法律の運用をやってみて、全然これは実効がないじゃないか、こういうことは大體わかれた。そうすると、その運用の面において生かす努力をするというだけではだめなんですね。この法律自体に欠陥が出てきたわけですね。だからもうその法律を改正するというの、まず当面の問題、これはもう近い将来にぜひ法律を改正するということで、ぜひ運用面において実効が確保できる形に持っていくということが一番大事な問題です。と同時に、それ以前の問題として、私が先ほど来強調している原料乳安定価格のきめ方が去年の実態を見てきめる。去年の実態は低過ぎたのだということがこれは出てきたわけですね。経験から出てきたわけですね。出てきたわけでしょう。出てきたのだから、ことしの原料乳安定基準価格のきめ方は、去年どおりの価格でやっておいたら、この法律はますますしり抜けになりますよと、こういうことなんですね。

○国務大臣(重政誠之君) 私は、肥料の生産コストを把握するのと、乳製品の生産コストを把握するのと比較して言ったわけなんです、肥料でも当初はやはり現在のようなことであったのです。あったのですが、多年の経験と、また肥料会社の協力によって今日のような、まあますます適正な生産コストを握ることができるようになった

という事態になったわけでありまして、現在でも乳製品のコストというのが全然わからないかという、それはそうでもないのです。そうでもないのですが、これは的確に把握することができない。大體のところでは推察をするといひます。把握していくよりほかにしようがない、こういうふうな考えでおる。それから五十二円が低過ぎたというのをしきりに矢山さんおっしゃるわけですが、これはこの委員会においても、審議会においても、ここに御答申をいただいておりますように、需給の実勢にかんがみ、現行価格を据え置くというようなことを御答申になっておるのですから、これは低過ぎるのも皆さんはお考えになつておらぬと私は思ふのですかね。

○矢山有作君 答弁も簡単にしておき、時間には迫りかけておるので、私はこういう需給の実勢にかんがみ、現行価格を据え置くこと、こういうことだけ判断をあなたが重視されると思うのでは、大きな失敗をされると思う。現実には昨年の例が、あれだけ需給予想というものを発表されて、そして農林省も、メーカー側も絶対間違ひありません、十九万八千トンことは供給が足りないのだということを強調されまして、そして緊急輸入の措置をとられたのでしよう。だから、この需給の実勢にかんがみ、現行価格を据え置くことなんというの、これは基礎になつておる需給見通しなどというものは信頼できませんよ。去年の経験で出てきたのですから。だからそういう横つちのほうに話をそらされまして、算定方式のほうにまで入つていかなければならぬし、時間が足りないの

です。だから単刀直入に言ひましょう。だから私は法の運用を、昨年の安定基準価格のあれをやつてみて、実効効果はなかったといふことは、大臣も御告をしても乳価をもとに戻してくれないといふことが骨身にしみておるはずなんです。そうすれば、原料乳の安定基準価格を、今年はそういうふうなまなこにしたら、あなた方過去一年の行政経験の中からおっしゃる責任があると思う。これが一つ。

それから、もう一つは、そういうような不細工なことを毎年繰り返さなければならぬといふことは、法律は大體しり抜けだといふことなんですね。だからこの法律を畜産物の価格の安定のために、実効のある形に改正をする。それが私は大臣としてのとるべき責任だと思ふのですか、どうですか。

○国務大臣(重政誠之君) 何と申しますか、御忠告をいただいたと申しますか、あるいは強い御要望をいただいたと申しますか、とにかく御趣旨のある点は十分に私承りましたから、私としてもこれは重要な問題でありますから、十分に検討いたします、また各方面の御意見も承りまして善処いたします。

○矢山有作君 しかし御趣旨を承つた、だけじゃ、私もせっかく来ていただいて、酪農民の問題を真剣に討論しながら、これは意味がないと思うのです。やはり私は今までの経験から、しつこいようですが、過去の原料乳安定基準価格というものが失敗だったのじゃないかといふことはお認めを願う。それからさらに、先ほど言ひました法に欠陥があるといふことをお認め

願う、その上に立つて改善をする努力をしましなう。こういうことにかんして、わざわざ大臣も忙しいのにこうして出てこられて、僕とこの議論をやりとりしたというだけでは、まことにもったいないと思ふのですが、どうですか。

○国務大臣(重政誠之君) 決して私が出てきてむだに一時間の応答をしたわけじゃございません。矢山さんの御意見というものは十分に拝承いたしました。これは非常に参考になることであるから、今ここの三日中にこの結論を出そうとしておる際でございますから、十分に参考をいたしまして善処をいたします。

○矢山有作君 参考々々と言われると、どうもこちらも困るので、それだけじゃ、やはり大臣もこれだけ去年はちよつと低くきめ過ぎた。これはおわかりいただきたいと思ふのです。それから法律の解釈がこの自体が非常に欠陥があるのだといふことも、今の私の説明でわかつていただいたはずなんです。そうすれば、それを改善する努力をするといふことははつきりしていただいたほうがいいと思ふのですが、せつかく一時間やったのですから。

○国務大臣(重政誠之君) これはしかし、法律の欠陥があるのと一概にも、先ほど申し上げましたとおり、罰則がないから欠陥があるといふわけにもいかないと申すのでありまして、そこらの点は十分検討いたさなければならぬ問題だと思ふのです。

御答申もあるし、私は必ずしもそれが低過ぎると思つておりませんが、矢山さんのような有力なる方の御意見として、今の二つの点は十分に承り、それでどうも努力すると、今私がここで言うわけにはいかないのです。いろいろ皆さんの御意見も拝聴いたさなければならぬ次第でございますから。

○矢山有作君 しかし大臣、あなたは正直じゃありませんね。今の議論をやる中で法の欠陥もあるといふことをお感じになつたし、そういうようなことをうかがわせるような御答申もあつた。それなのに、それを正直にそうだと言われぬ。それから原料乳安定基準価格にしても、私が説明したのに、よくわかつたと思ふ。それを首肯されようと思ひない。そういう不正直なことではだめだと思ふ。やっぱり現実を見て、現実を正しく了解しなかつて、その上に立つて政治をやつていくといふのでなければ、今の政府に国民がついてきませんよ、特に酪農民が。もし私は、今度の原料乳の安定基準価格のきめ方、あるいは乳製品のきめ方等について、きょう問答のあつたことをくつがえされるようなきめ方をなされた場合には、私は今の政府の方に、酪農民の人が非常に不信感を抱かれるといふことを申し上げておきたい。

それから最後にもう一つ申し上げますが、私はこの答申の中で、需給の自主性にかんがみといふのは、いかに現実を無視したよりどころのないいかげんなことであるかといふことを、一つだけ例をとつて申し上げます。それは豚肉についても、豚についても答申が原料乳と同じように需給の

○藤野繁雄君 次は農薬の抜き取り検査状況を調べてみますという、三十六年度の検査件数がPCP除草剤は五件であつて、全部不合格になっているのであります。全部不合格という理由はどこにあるか、どういうふうな方法でPCPを検査して全部不合格だったならば、これに対して、政府はいかなる対策をとったか、これをお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(斎藤誠君) 最近におきます農薬に、いろいろの種類が回り回りましたので……。

○藤野繁雄君 いろんな種類じゃありません、PCPだけに限つています。

○政府委員(斎藤誠君) 特に検査につきましても進めて参つておるわけですが、抜き取り検査の結果、不合格になりましたその主要な内容は、大体は経時変化——時間がたつにつれて、成分が變つてくるというふうなことで、つまり有効成分が表示當時の成分と異つて参るというふうなことが主要な原因になつておると承知いたしておりますが、また農薬取締法におきまして、表示と異なる場合においては、これは取り消すことができることになつておりますので、今後におきましても、いよいよいろいろの農薬が出てくるに應じまして、この面における取り締まり検査につきましては、一そう努力をいたしたいと考えております。

○藤野繁雄君 そうするというと、PCPというのは安全であるとして現在施用しておる、その安全であるとして施用しているところのPCPといえども、抜き取り検査の場合においては全部不合格、こういうふうなことが信用ならば、農薬の検査というものが信用な

らないということになります、この点いかがです。

○政府委員(斎藤誠君) 農薬自身につきましては、いろいろの各種の会社あるいはその他の銘柄によって違つておるわけでございます、その会社別の銘柄に応じて登録の申請が行われ、それに対して登録をするということをしていまして、登録の段階におきましては、法律に規定しておりますように、当該検査官、特に農林省におきましては、農薬検査所におきまして検査をして、申請事項についての有効成分、あるいは適用病害虫等につきましての効果を測定をいたして登録をするわけでございます。

したがって、今お話しになりましたのは、登録後におきまして、実際に施行してみたところが、その後、の抜き取り検査の結果、当時の表示の申請に基づき有効成分が、その後において不足している、不十分である、こういうことが発見されて、そして、その銘柄のものについての登録の取り消しをする。こういう措置をとつて、登録されたものにつきましては、登録されたものは、これは農民が安心してその成分のもの、つまり表示された成分のものについては、安心して購入できるようにというものが、本来の登録のねらいでございますので、登録の段階において、一応今申し上げたような手続で審査をいたして登録するわけでございます。問題は、その後におきます有効成分が、時の経過に応じて、ねらったものについて十分効果があるような措置をとる必要があるということ

でございます、この面におきましては、先ほど申し上げましたように、今後とも市販についての検査につきまして、十分指導を加えて参りたい。こう思つておるわけでございます。

○藤野繁雄君 次には、昭和三十三年のPCP使用状況を見てみますと、全国の水稲面積は三百五十万ヘクタール、PCPを使つてゐるの百八千六百八十ヘクタール、その普及率は三二%であります。今滋賀、福岡、佐賀、長崎、熊本の水稲面積を政府の資料によつて調べてみますと、三十三万六千二百九十三ヘクタール、その普及率は四〇%であります。以上の政府提出の資料によつて見まして、PCPが農薬の効果として農業近代化、農業構造の改善、省労栽培にいかん有効適切な除草剤であるか、ということを証明することができると思ふのであります。昭和三十三年の農薬関係被害被害の状況を調べてみますと、これは、これも政府提出の資料によれば、農薬の使用による被害被害額のある被害被害額は、三十七年十一月一日現在においては、都道府県の報告によれば約二十六億円で、被害被害の推定額の中には、災害等による被害の推定も含んでおることであり、そのうちの有明海及び琵琶湖の魚介類の被害額は約二十四億円であると、こういうふうになつておるのであります。

書いてあるのでございますが、その記事を大体調べてみますれば、今年の七月三日から五日まで有明海をまっ黄色に染めた濁流が引いたあと、沿岸漁民五千人は絶望の谷間に突き落された。日本一を誇る海底の貝が全滅に近い状態になつてゐたのだ。被害被害約二カ月に海を揺つた一漁民が厚さ五センチにも達するアサリの層を発見した。生き残つてゐるアサリの層を産したのだ。その面積は十ヘクタールに達して、貝は生きてゐたの朗報は沿岸の漁民に伝つたために、今五十隻に上る漁船がここに集まつて、幾らとつても貝の層は薄くならない。柳川市の有明水産試験場は、かえつて繁殖してゐる。それよりも、ここで生まれた無数の貝の卵は流れに運ばれて全海域にばらまかれて非常に繁殖を始めた、こういうふうな書いてあるのであります。政府は右の事実を何と考へるか。調査したことがあるか。被害被害額二十六億円の都道府県別の内訳を承りたいと思ふのであります。

○政府委員(佐野五郎君) 有明海の貝の被害につきましては御指摘があつたわけでございます。このPCPにより、おおむね干潟になる浅いところに非常にひどく起つてゐる。そういう現象でございます、これは深部、深いほうにいけますと、やはりPCPを含みました泥土等の堆積が薄い、そういうようなこともありまして、深部のほうは、そう被害が及ばなかつたのじゃないかというところが考えられるわけでございます。深いところの成貝が生存し、そういうふうなその後のPCPの泥土が除かれたあとにおきまして、それが産卵し、また繁殖をした、そういうような事実が考えられるのじゃないかと、こういうふうなわれわれは考へておる次第でございます。

ものを含めまして、二十六億、こういう数字の被害報告が県から参つております。

○藤野繁雄君 政府の資料によれば二十六億のうち、琵琶湖と有明海が二十四億となつてゐるが、今あなたのおっしゃつたのは二十四億になりますかと尋ねておる、なると言へば、それでいいのです。

○政府委員(佐野五郎君) ただいま申し上げたとおり、二十六億は全国でございます。それで、このほかに滋賀県が約四億二千万円、そういうものがございまして、有明関係は二十億程度ということと二十四億ということに相なつております。

○藤野繁雄君 その被害を受けたところの魚介類の種類別はわかりますか。どの県が幾ら幾らということだから、どういふふうな種類のものが被害を受けたか、県別に被害を受けた魚介類の種類をひとつお示し願ひます。

○政府委員(佐野五郎君) 有明海におきましては、主としてアサリ、こういうふうな報告されております。

○藤野繁雄君 次は衆議院の農林水産委員会では、昨年の八月二十九日に、有明海等におけるPCPによる漁業被害対策に関する件というものを決議している、のであります。それを見ますと、去る七月の豪雨に伴い、有明海、琵琶湖等に発生した水田除草剤PCP等による漁業被害は極めて甚大であつて関係漁業者の窮状はまことに深刻なものである。よつて政府は、すみやかに左記の対策を講じ被害漁業者の救済措置にいかんなきを期すべきである。

記

一、被害漁場の復旧事業について高率の補助を行なうこと。

二、漁業の再生産を確保するため、稚魚、稚貝、種苗等の購入代について助成すること。

三、被害漁民並びに関連企業に対する税の減免及びその補てんの措置についていかなきを期すること。

こういうような決議をされておるのでありますが、政府は、右決議に対していかなる措置を講じたのであるか、県別に、各項目別に具体的に承りたいと思うのであります。

○政府委員(庄野五一郎君) 昨年の六、七月の豪雨に伴いますPCPの被害が、御指摘のように非常に甚大でございましたので、政府といたしましては、漁場復旧事業といたしまして、国費総額六千三百四十四万四千円、これは福岡県に對しまして千五百五十六万九千円、佐賀県に對しまして千八百二十五万六千円、長崎県に對しまして六百四十九万九千円、熊本県に對しまして二千六百九十一万一千円、こういう補助を交付いたしております。漁場復旧の国費は、三分の二負担でございますが、これにつきまして県費で三分の一を負担する、そういうことで、事業主体は市町村をしてこれを推し進める、この内容は、漁場を清掃整頓する、こういった内容に相なるわけでございます。これはおおむね昨年末程度で、事業が行なわれておる、こういうことに承知しております。

それから第二点の貝類及び魚類の種苗の購入の補助でございますが、これにつきましては、まず、貝類の種苗購入

の事業費の補助といたしまして総額一千五百四十五万三千円、これは有明海関係でございますが、福岡県は三百六十一万八千円、佐賀県に對しましては四百二十七万七千円、長崎県に對しましては二百五十八万八千円、熊本県に對しましては五百三十万七千円、金額で千五百四十五万三千円、これが有明関係の魚類の種苗購入費の補助でございます。

それから、滋賀県は御承知のように琵琶湖の魚類の被害が非常に甚大でございまして、それに対して、魚類の種苗購入事業といたしまして五百二十七万八千円、なお、熊本県は内水面等もございまして、百七十四万七千円、総額七百二十五万五千円、こういうものを魚類種苗購入補助といたして交付しておるのでございます。それから貝類につきましては、国費二分の一——貝類のほうは、県費三分の一程度が負担されておると思ひますが、魚類は、県費二分の一事業で県主体、それから貝類のほうは事業主体は協同組合主体、こういうことで事業をいたしてござい

ます。なお、貝類につきましては、県の負担の差は、市町村が負担する、こういうことになって、この分の事業も進めておるような次第でございます。

○藤野繁雄君 それから融資は、○政府委員(庄野五一郎君) PCPによる被害につきまして、融資を天災法によつていたしたわけでございます。これにつきまして、滋賀県とそれから福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、こういうPCP関係につきまして二億四千六百二十五万五千円、こういうものを天災融資法によりまして融資いたした次第でございます。なお税金の点でございますが、所得税の問題と地方税の

問題があると思うわけでございますが、所得税のほうは収入が皆無、こういうような状態でございまして、これに對して問題はなかったかと思ひます。で、むしろ地方税について負担が多いわけでございしますが、この点につきましては、このPCP対策として、被害関係県の者を集めて、再々打ち合わせ、対策の協議をやつたわけでございしますが、その際、県によく連絡をして、地方税の負担がかららないという指示をいたしましたので、こういう点も、その後、問題はないうに承知しております。

○藤野繁雄君 次は、今度は法律に参りますが、法律の第三条第二項の農林大臣が定めて告示する基準、こういうようなことが書いてあるののでございしますが、どういふような基準であるのか、その基準を承りたいと思ひのであります。

○政府委員(斎藤誠君) 今回の改正によりまして、従来農薬登録にあたりまして、人畜に害があるということについての考慮を払つて登録に際しましては留意いたしたわけでございますが、今回の改正によりまして、農薬使用に伴ひまして水産動植物に對しましては、毒性があるものにつきましては、登録に際しまして考慮をいたすということにいたしました。今御指摘になりました第三条の第四号を新しくつけ加えまして、第四号におきまして特別の魚害の著しく認められるものにつきましては、これは登録の際に登録しないという一つの基準を設けたわけでございます。

そこで、その具体的な基準——四号におきましては、一般的に「水産動植物に對する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性から見て、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき」と規定いたしておりますので、これを具体的に、どのような判断で、第二項で、その基準を書くということにいたしましたわけでございます。

そこで、この基準に現在書くことを想定いたしておりますのは、毒性の強さ、それから毒性が相当期間持続するという二点によりまして、被害の程度も違つて参りますので、強さ並びにその持続性についての基準をきめたいと考えておるわけでございますが、これらにつきましては、農薬の種類によつて、どのような程度にするか、農薬審議会に諮りまして、専門家の意見も聴取いたしまして、この基準をきめたい、こう考えているわけでございます。

○藤野繁雄君 そうすると、まだ基準は明らかでないということになってきます。その次は、第十二条の二の第三項、これによれば都道府県知事は、有効適切であると認めるときは必要な指導その他の援助を行なうことができる、こう書いてあるのではありませんか、「有効適切」とは、どういふふうなものであるか、これを具体的に伺ひたい、というところが一つ。また「必要は指導その他の援助を行なう」ということになつておるのであるが、これを具体的に承りたいと思ひのであります。

○政府委員(斎藤誠君) 今回の使用規制の方法といたしまして、この農薬そのものに伴う水産動植物に對する害を最少限度にとどめるという方法といたしまして、農薬のものに即して規定するという考え方は、第一におきましては、登録の際に考慮すること、使用の狀態におきましては、これは何と申しましても、地域的に農業者の利害、あるいはその使用に伴つて影響を受けるであろう他の産業との利害の調整というふうな観点における問題が非常に大きいわけでございます。

そこで、この使用規制の問題も、この規定に新しく設けられましたように、できるだけ、本来ならば、PCPそのもの、あるいは魚毒のおそれのある農薬を使用しないことが一番望ましいわけでありまして、現在の使用状況から見ますと、なかなか一律に、そう行かぬ。しかも、その使用の狀態が、直接因果關係を持つてAの人間が使つたものがBの漁業者に被害を与えると、こういうような性質のものではなくて、むしろ一定の地域で、相当広範囲にまゝつて使われたという結果によつて、その量的な重なり合いに伴つて、しかも、それが災害とか、あるいは地形の条件というやうなものと相重なり合つた場合において、相当な被害が出てくるというやうなことが、今日まで、生じた主要な被害の態様をなしているわけでございます。

そこでわれわれとしては、ものに即しての規制方法を登録の際に考えると同時に、その使用の實際においては、そのやうな、今申し上げた實際に即する規制方法をとることが一番望ましかろう、こういう考え方をとりまして、その地方におきまして關係のある農業者、あるいは漁業団体との間におい

て、できるだけ自主的な解決方法をとることが適切であろう。ある農薬を使用する場合におきましても、年中使うというわけではなくて、一定の期間があり、また、これを予知して漁業の側におきます対策も考えられるわけでございます。そこで、使用の時期であるとか、あるいは使用の方法であるとかといったようなことにつきまして、両団体におきまして、いつからいつまで農薬を使用する、あるいは一定の地域については、新しい農薬を使うことによつて、PCPはやめる、こういうようなことが両団体におきまして自主的に十分励行できる、こういうことが知事におきまして判断されました場合におきましては適切であろうと、この知事が判断しました場合には、そういう方法をとつたらどうか、というようにことを考えているわけでございます。

で、そういう際におきましても、都道府県知事といしましては、最終的にはPCP使用に伴う、あるいは魚毒性の強い農薬の使用に伴う被害の規制をするという必要がございますので、そういう措置をとる際に、たとえば県がその間に立つて仲介の労をとる場合もありましようし、あるいはそれを裏打ちするようない行政指導をするような場合もありましようし、さらにまた、場合によつたら、府県はそれを奨励的な措置も加えて、励行をはかるという方法もあろうと考えるわけでございますが、ここはいかなる指導援助をするかという具体的な内容についての御指摘でございますが、法文としては、つまり自主的な規制については、まず第一段階において、府県が指導、援助を

する建前で、ここに書いておる。こういうことでございまして、その自主的な規制措置が行なわれない場合においては、府県みずから規則を持って使用規制を行なう、こういう建前をここで明らかにした。この御了解願いたいと思ひます。

○藤野繁雄君 政府の出した資料によれば、農薬使用指導に伴う予算というものがあつた。その総予算は三千三百八十九万四千円です。それから魚毒対策モデル地区設置費補助百八十七万円、PCP使用規制地域設定調査費補助金九十一万円、こういうふうな貧弱な予算なんです。さつきも局長が話したように、局長の話のうなことをやるとしたらば、このくらい予算で何がやられるか、ほとんど大地に一滴の水を流したくらい予算ではないか、一体これでどういふふうな農薬の被害の防止をすることができるとお考えであるか、これをお伺いしたいのであります。

○政府委員(斎藤誠君) 農薬の問題は、ある意味におきまして、毒薬あるいは激薬の性質を持つておる農薬であります以上、当然、また毒性も持つてゐるわけでございます。まあそういうことで、農薬の安全使用ということにつきましては、ここ最近、数カ年におきまして、農政局といしましては、ずいぶんと実は留意して指導に努めて参つたわけでございます。予算措置は伴いませんけれども、農林省、厚生省一体となりまして、毎年農薬安全指導運動といふものをいたしておるわけでございます。そういうことで、何よりも農民みずからがこの農薬の持つ性質、それから、それに伴つて……

○藤野繁雄君 時間がなから、簡単に答弁しなさい。

○政府委員(斎藤誠君) 知識を普及するといふことが大事でございます。もう相当程度、農民自身としては農薬の安全使用ということについては、徹底している、まあ考えられるわけでございます。そこで今回新しくつけ加えたのが、農薬安全使用対策の全貌である、このむしる御理解願わないう、これは、この法律の施行に伴いまして、特別に被害の発生のおそれのある地域につきましての対策費を計上したわけでございます。従来行政指導とあわせて、このような措置をとることによりまして、われわれとしては十全を期することのできるのではないかと、こう思つておるわけでございます。

○藤野繁雄君 次は同じ第三項の区域及び期間を限り、都道府県知事の許可を受けて使用の許可をやる、しかし昨年の豪雨も、これは予測しなかつた天災なんです。それだから区域及び期間を都道府県知事が指定しても、天災であつたならば、いかんともすることができない。そういうふうな関係のところを、天災と、この期間との関係は、どういふふうな考へておられるのか。

○政府委員(斎藤誠君) まさに御指摘のとおり、従来、きわめて強い行政指導をやつて参つたわけでございますけれども、どうも天災その他災害に伴つて被害が発生するというのが常態でございます。いわば行政能力をこえるところから、被害の発生のおそれがある。そこで今回は、そのような事態に對しまして、そういう事態を予想した

しまして、期間、あるいは地域を限りました。新しい農薬を使用させようといふことにいたしました。つまりいかなる事態がございとも、魚毒性のきわめて低い農薬を使用させることによりまして規制をはかつて参りたい、かように考へておるわけでございます。つけ加えて申し上げます、従来PCPにかわるべき農薬がなかつたという理由であつたわけでございます。その理由であつたわけでございます。が、昨年来、われわれといたしましては、鋭意この面に努力いたしまして、PCP以上の効果のある除草剤を新しく登録いたしましたわけでございます。その農薬によりまして、今後は、このやうな事態においては普及をはかつて参りますと同時に、それによつて、魚害の発生を防止して参りたい、こう考へておるわけでございます。

○藤野繁雄君 時間がなから途中は飛ばしてしまひますが、政府はPCPにかわるべき新しい農薬を見つけた、こういうふうなことであるのではありませんか、その新しいところの除草剤は、従来の実績からすれば、第一年度は基礎の試験をやつた、第二年度は応用の試験をやつた、第三年度は、ほんとうの農場に對する試験をやつた、これで安全確実だと認めた場合においてのみ登録をやつてゐるのじやないかと思つておる。しかるに、さつき局長の答弁のように、PCPは抜き取り検査をした場合に、これは検査の当時はよかったのだけれども、あとで悪くなったのだといふやうなことであつたらば、新しいところの薬も同様なんです。それであるから、従来の例を破つて、今回実

際農場の応用試験、実用試験をやらずして、これを登録して、そしてそれに対する登録があるといふやうなことだつたらば、政府が責任を持たなくちゃできないといふやうなことになるが、そういうふうな今回新しい農薬を除草剤の登録せられるところの理由、これをお伺いしたいと思ひるのであります。

○政府委員(斎藤誠君) 今回PCPにかつて、魚毒性の除草剤といたしまして、四種の除草剤を登録し、これを普及するといふことにいたしました。普及するが、御指摘のやうに、従来大体三カ年間の試験研究の結果に基づいて登録するかどうかといふやうなことにいたしました。これは、御指摘のとおりでございます。われわれといたしましては、その点については、十分なる留意を払つたわけでございます。が、中には、すでに三年をたつたものもあり、中には二年程度で終わったものもございまして、しかし問題が問題でございますので、この点につきましては、昨年以来数回にわたります、中央の試験場、それから各都道府県の試験場等の試験成績をもとにいたしまして、最終的に結論をいたしまして、だいたいやうである、こういう結果、農林省といたしましては、これを省議で決定いたし、登録するといふことになつたわけでございます。

したが、いま、今の御質問でございますが、われわれといたしましては、その結果に基づいて、この農薬自身については、試験の結果想定したとおり、適正な使用基準が守られる限りにおいては、十分な効果を發揮するものである、この確信をいたしておる

ものである、この確信をいたしておる

なはだしくこうむる不利益を除去する措置を講ぜられるのか、これは政府みずからの財政援助もあるでしょうし、あるいは業者に対する措置もあるでしょうし、あるいは都道府県に対する措置もあるでしょう、町村当局に対する措置もあるでしょう、ひっくり返して、末端の農家が、これだけの不利益をこうむることを除去する法律の精神を貫く意思が、あるいはその訓示から、もっと現実的にこの問題に、どう対処されるかをお伺いしたい。

○政府委員(斎藤誠君) なかなか手きびしい御質問で、私も頭が痛いわけでごいますが、まあ今の市況がどのくらいに実勢推移するであろうかというところにつきましても、三百円という説もあり、三百二十円という説もあり、あるいは二百九十円という説もあり、われの一応の見通しというものは、これは明らかに採算を無視した価格ではなからうかというふうに考えられるわけでごいます。

で、本来の建前といたしましては、やはり葉でありますから、いいものは高く、悪いものは安いというのは、これは仕方がないわけでごいまして、そういう意味から見れば、今回の新除草剤につきましては、成分としてPCCPにまざるものである。また、一部の専門家の意見によりましては、PCCPの場合におきましては、十分なる多年性の雑草が除去できないけれども、今回のMCCPCAの場合は、その効果もある。したがって、これも若干強弁したようなことにはなりますが、PCCPのあとに、さらに雑草をも駆除するとすれば、さらにそれに加えて二・四-D

を併用するというものにもなつて参るわけでごいますが、MCCPCAの場合においては、大体今の成分から見ますと、二・四-Dを併用する必要はなからうというふうなことも言われておるわけでごいします。それから先ほどの申し上げましたように、三百九十円というのは、三キログラムの建値でございますけれども、実際は砂壤土であれば二キロでよろしい、平均して二・五キロとすれば三百二十五円ということになるわけでごいします。それから業界の協力も得まして、また、農業団体の指導も依頼いたしました。なお、実勢にできるだけ近くなるように、その間、そう大きな開きはないようにという現実的な処理については、私のほうでも十分今後努力をいたして参りたいと、こう考えておるわけでありまして、

したがって、いろいろの面から見まして、形式的な比較ということでは、現実的な考慮を払って計算いたしました場合におきましては、そう大きな差はなからうかと、こう考えておられますし、またそのような処理の方法をできるだけ進めて参りたい、こう考えておるわけでごいします。

○理事仲原善一君退席、委員長着席
○渡辺勸吉君 値段の点で、もう一回質問しますが、現実には私の調べたデータでは、百十円の差がある、それに対して県が二十円、もう一回言いますよ、メーカーが十五円、全購連が農協を代表して十五・五十円だけを、あまりに大きな幅であるから出すと、しかし、まだ六十円の差がある、そういう場合に、これは私のデータが違った場合

合には、それでけっこうなわけですが、現実には非常に過剰生産で、この見通しは、PCCPは反当三百金の小売価格が、二百九十円ないし二百八十円に下がるという見通しがあるわけですから、そういう場合には、百十円の反当で負担がかかる、それに五十円くらいは今進行している助成措置では、農家の負担は、きわめて迷惑なことになるので、そういうときには、もっと具体的に、どうされるかということをお伺いしたい。

○政府委員(斎藤誠君) 今、お話しになりました二百八、九十円という数字は、私はどうも了承いたしておらないわけでごいしまして、実は今日も、農業団体とお話をしましたのですが、大体の相場として三百円をえるというごいしまして……

○渡辺勸吉君 差があったら、どうしますかということなんです。

○政府委員(斎藤誠君) そこで、今お話しになりました三キロと三キロの差をお話になったわけでごいします。が、今お話しになりました数字は、大体そのような数字にならうかと思えます。しかし、それは三キロと三キロの差を形式的に示されたわけでごいします。が、農家としては、実質的な経済計算をやつて効果を見て、指導して、理解をしていただければ、納得いただけるわけではなからうかと思っております。

○渡辺勸吉君 それは非常に侮蔑きわまる答弁であつて、あなたはMCCPCAを使えば、二・四-Dの散布は要らないとお答えになつておる。これは私は非常に大きな御意見であると思ひますから、その点について、私もしろう

とでありますから、専門的に、そのことを納得のいくように、内容的にひとつお答えを願ひたい。この新薬であるMCCPCAは、これは局長も御承知のように、PCCPとともに、これは早期の水田の雑草除草剤であります。そのMCCPCAは、これは御承知のようにMCCPとオルソクロルアニリンとを縮合させたものでありますから、当然成分としては、これらの化合物であつて、MCCPともアニリンとも違った一つのこれは化合物でございますね。

そういう点からいいますと、このMCCPCAとも、またPCCPとも、これは共通して早期水田の雑草除草剤である。そこでMCCPとか、あるいは二・四-Dは、これは御承知のように後期の水田の雑草除草剤である。

そこでこのMCCPを早期除草に使用すれば被害があるし、二・四-Dを早期に使えば、さらに被害が激しいということも御承知のとおりであります。したがって、MCCPCAとPCCPは、後期除草には効果がないということが、試験結果で発表されておる。特にMCCPCAも、あるいはPCCPも後期にあるいは中耕作業に、これを施用いたしますと、これは薬剤処理層が変わつて、あるいは中耕作業をしなくても、入水その他の原因で、雑草が出てくるというデータも出ておる。これはMCCPCAについては、その年のうちの収量は関係があるかないかは、まだ明確にデータが出ていない。

で、後期除草をしないと、翌年には、かなりのこれは雑草の種子がふえることが明らかであるので、翌年度の雑草除草剤として使つた場合には、後

期除草に二・四-Dの使用は必要であると考えられるというふうに、私は試験のデータを受けておるのであります。

これを、あなたは二・四-Dは、もうMCCPCAを使うことによって必要がない。だから、同じ反当三キロの比較で百十円の差があつて、それらの二・四-Dの不必要な点から、経済効果からいっても、その価格差というものを考慮する必要がないというふうに強弁されることは、この試験のデータを故意に曲解して、その価格差を行政的にも、実質的にも農民の負担とするものでないか、これは強弁するものである。その点で、もっと試験研究のデータに忠実に答えを願ひたい。

○委員長退席、理事仲原善一君着席
○政府委員(斎藤誠君) 技術的な点につきましては、防疫課長からお答えすることにしたしまして、私の先ほど申し上げましたのは、行政の一つの目安といたしましては、やはり採算を無視したような現実の市況ということではなくして、一応の建値というものはやはりありまして、PCCP業界におきましても、建値の維持につきましては、やつておるわけでごいします。で、そういう建値につきまして、MCCPCAの価格については差はないということでは申し上げたわけでごいします。ただ、現実には差があることが生ずることとは、御指摘のとおりでございます。で、その場合におきましては、また御指摘がありましたような、果、業界、あるいは農協等におきまして、いろいろの奨励的な施設、奨励的な資金の供与については、これまた、いろいろと

御努力を願っているわけでありまして、そういうことによつて、できるだけ現実的な措置はいたして参りたい、こういうことを申し上げたわけでございます。

技術的な点につきましては、担当の課長から御説明申し上げます。

○説明員(石倉秀次君) 先ほどMCP-CAを使用した場合、後期に二・四-Dを使う必要があるか、ないかという御質問でございますが、MCP-CAは、御承知のように、また、たゞいま御指摘のありましたように、MCPとそれからお手元に差し上げてあります資料の中にございますD-C-P-Aの一つの成分でありますクロルアニライドをくっつけてまして、そして広葉の雑草と単子葉の雑草と、効果のあるように作用範囲を広めた除草剤でございます。それで御指摘の点は、このMCP-CA、水田初期除草に使うのであるから、おそろしく後期に出てくる広葉の雑草の防除に對して効果がないのではなからうか、効果がないう試験成績があるという御指摘でございますが、全般的に申しますと、私もMCP-CAを使ひまして、それから二週間なり、三週間あとに、いわゆる止め草のときに二・四-Dを散布するほど、初期にMCP-CAを使ったものが効果があると私は考えておりません。しかし、MCP-CAはP-C-Pよりかなり安定的成分でございますし、御承知と思ひますけれども、水田の雑草は、水を入れてしばらくは窒息死しているのでございますけれども、それからあと十日ないし、しばらくしますというところのわけでございます。しかもその間に、広葉の雑草あるいはマツバイ、カヤツリグサのように

広葉ではございせんけれども、多年性の雑草の中で浅根性のものは、その場合に、当然MCP-CAに触れるのでございまして、MCP-CAの試験成績でらんになりますと、おわかりのように、カヤツリグサあるいはマツバイというのに対しては、P-C-P単剤よりも、はるかに抑制力が強いのでございまして、問題は、コナギ、アブノメというように、後になって出てくるものに対しては、確かに二・四-Dをあるとで、P-C-Pとは別個にかけたときほどの効果は私はないと思つております。しかしMCP-CAは、P-C-Pよりも作用範囲が広いということも事実でございます。持続性もあるというところでございますから、総合点をつければ、やはりP-C-P単位よりも、除草効果の総合点は高いというのが、私の見解でございます。

○渡辺勸吉君 この点については、先ほど藤野委員が取り上げた問題でございますが、従来ならば、それぞれの段階を経て、三年は十分に試験をして、四年に認めていくような経過の中に、確かにP-C-Pの葉害等からいって急ぐことはわかるのでありますが、その試験の結果が十分に納得のできるものであるかどうか、その点をもう少し具体的に伺ひたいと思いますが、私の承つておる範囲では、佐賀県の試験のデータが、はつきりとP-C-P以上の効果があるということが、各般のデータの中から出されておるのでありますけれども、他の試験研究の成果は不勉強で、それだけのほつきりしたものが示されてないようには理解するのですが、これは時間がございせんから、十分これを指定して、今後補償措置等がこ

で問題になるようなことが起こらぬようなそういうデータがあれば、それを後ほど私たちが委員に納得する意味で、そのデータを配付をお願いいたしておきます。これは私回答は要りません。時間がありませんから、次の質問に移りますが、何と申しまして、新薬の場合は、最初その生産は少量でございまして、

〔理事仲原善一君退席、委員長着席〕また、投下された研究費も膨大にかかると、また、いろいろな売り出し当初のことでもあるから、宣伝費もかさむわけでありまして、しかも売り出し量は限定されておる、同時に、いろいろなメーカーがスタートを切るわけでありまして、競争もあるでございまして、そういう場合に於いて、私は先ほどの一例をもつてMCP-CAの例を参考にして申し上げたのであります。が、何らかのこれは措置をとつていただかないと、そういう農家の不利益が出てくるわけでありまして、たとえば土壌線虫に對して、これは根拠が違ひましようけれども、五カ年にわたつて継続して、政府ではその消費者価格の三分の一、果は六分の一、合せて二分の一の価格補償をして、それぞれの土壌線虫の駆除に積極的な政府の措置を講じておるわけでありまして、限定された五果の問題ということでは、そこまでこれを期待することは比較すべくもないと思ひますけれども、何と

しても不当に不利益をこうむるということだけは、政治的にも行政的にも、これは見のがすことのできない問題でありますから、この点については特段の措置をお願いいたしておきたいと思ひます。それから、この指定農薬で見

本と現物が違つて市販されてくる損益があります。また、登録当時の有効成分が、現実に使用する段階で不良化をしておるという場合が出て参りまして、そのために農家がこうむる不利益というものがかなり過去の事例においても出ておるわけでありまして、それに対しては、どういふ措置をおとりになつておられるのか、それらの事例等をお聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(斎藤誠君) そういうような事態に對しては、先ほど御答弁申し上げましたように登録のときの申請のもの、その後の販売されたものとの差が、つまり表示と実際との差があるといったような場合におきましては、法律の何条でありますかに基づきまして取り消しをすることにいたしております。したがつて行政措置としては取り消し、または販売停止の措置をとることにいたしております。現実には、それによつて農家が被害をこうむる、損害をこうむるということになります。これは明らかに民法上の損害補償の対象にもなるわけであらうと、こう考えるわけでありまして、実際問題といたしましては、大体、従来はそのような場合に、会社と農家との間におきまして話し合ひで解決がついておるようでございますが、必要な場合におきましては、行政庁もこれに関与するといふようなことによりまして解決いたしておるわけでございます。

○渡辺勸吉君 そういう場合に、今御答弁があつた前段のケースであります。が、民事上の損害補償ということもあつて法的にはおっしゃいますけれども、そのことは、きわめて農家にとつては迷惑なコースでありまして、訴訟

費用をかけてまで追及するということ、結局負担がさらに過重になるわけ、何とかそういう場合に、単に登録を取り消すとか、販売を停止するといふ消費的な措置だけではなしに、その登録を認め、そういう行政的な責任の立場から、一方的な不当な不利益をこうむつた場合の補償といふものは、もつと前向きに解決できるような、それは行政としての措置を、これまたお願いをいたしておきたいわけでありまして、それは質問というよりもお願いであります。現実には、そういう問題があるわけでありまして、

それ、この法律の中に政令で定めると、第十二条の二の四項であります。が、その予定事項といふものは、どういふことでありますか。

○政府委員(斎藤誠君) 四項の許可の基準でございまして、大体の考え方はいたしましては、被害の発生のおそれのあるような、大体の漁場を対象にいたしまして、その背後の集水区域が想定されるわけでございます。そこで先ほど第三条四号で登録の際におきます毒性の強さあるいは持続性といったようなものから、ある程度の基準が出て参るわけでございますが、その集水区域におきます河川の流量、あるいはその当時におきます降水量等から見まして、どの程度の使用量の場合において、どの程度の使用量であれば、大体規制すべき対象地域であらうかと、こういう想定をいたしまして、そして、それに基きまして、たとえば適用地域、新除草剤の適用地域には該当しないような土壌条件にあるような地域、たとえば先ほど申し上げましたような、きわめて漏水田であると

かいうようなところであるとか、あるいは河口に最も近いとか、あるいは非常に離れているとか、そういう自然的な条件を参酌するとかいったような、つまり使用にあつたその許可の基準として考へて参りたいと思つておりました、これも専門家、特に農薬審議会に諮りまして、大體の基準を作つて参りたい。こう考へております。

○渡辺勸吉君 それであると、二つだけお伺いして私の質問は終わります。冒頭に藤野委員が取り上げた問題の中で、国内で使われる農薬のうち、輸入に依存している原料、あるいは製品等、国内、準国内で供与してゐるその割合は、どういふふうになつてゐるのですか。

○政府委員(斎藤誠君) 先ほどの新除草剤のうちの最も広範囲に使用対象になつております。……

○渡辺勸吉君 除草剤でなくて、農薬全体でお伺いします。

○説明員(石倉秀次君) 先般申し上げました資料で御承知のように、三十七年度の農薬の総生産額が三百三十八億になつておりますが、そのうち農薬の原体を外国から輸入いたしました、それを国内で加工したものの、それから農薬の製品そのものを輸入したものをあ

わせますと、約二十五億程度でございます。そのほか農薬にはたくさん外国の特許がございますが、この外国特許によりまして作りましたものが約百三十億、両方あわせると、現在使つておりますわが国の農薬の半分は、多かれ少なかれ外国の技術に依存してゐる状況でございます。なお、この特許料として払つております金額が年間約三

億でございます。農薬に關しまして、直接間接的に支払つております金額は約三十億とお考えになつていただいてつこうかと思ひます。

○渡辺勸吉君 そうしますと、今後これらの国内における農薬の技術なり、あるいは製造の整備強化をはかつて、国内で自給できる方法等、あらゆる点で努力を払ふ必要があると思つてゐるのか、その点をお伺いいたしたいわけ

です。

○政府委員(斎藤誠君) 今防疫課長から申し上げましたように、特許等におきまして外国に依存してゐるところが非常に多いわけでございます。そこでわが國といたしましては、何よりも農薬の研究体制を早く確立することが必要である。外国の特許に依存しないのでやつて参る必要がある。現在すでにある程度輸出されてゐるものもあるわけでございますが、いづれにいたしましても、今後、農薬につきましても研究体制を確立することが必要であらうということでございます。この點は、昭和三十六年に日本學術會議におきまして、政府に農薬研究所の設置について勧告いたしておるわけでございます。

農薬につきましては、ひとり農林省ばかりでなしに、あるいは科学技術庁であるとか、あるいは民間の研究機関であるとかいふようなところにも依存いたさなければならぬわけでございます。まして、御承知のようにこの勧告に基づきまして、三十七年度には理化学研究所に農薬の研究室を新しく設置するとか、さらに本年度においても、引き

続いて藥品等の研究室の増設をはかつておるようでございます。農林省としまして、三十八年からウィルスの研究所を設置するということ、設置法の改正を今國會にお願ひいたしておるような次第でございますが、そのほかにも、各大学等におきましても、特にこの上におきましての研究の施設、整備について、文部省とも相談して進めておるといふのが現状でございます。

○渡辺勸吉君 最後に、第十六條農薬資材審議会についてお尋ねをいたしますが、第十條は、この審議会の間かなければならぬ意見について、かなり大

幅な改正をしてゐるわけですが、この政府がつてこの審議会の構成が、この政府の諮問機関として非常に大きな役割をになうわけでありまして、お尋ねいたしますのは、この審議会の新にこの法改正に基づいて構成される構成員は一体どういふものか。従来の構成員から、これに代るためには思ひを新たにして人員を刷新する必要もあるうかと思ふのであります。その辺、この審議会に対する政府の運営の考え方と、あわせていただいまの問題点のお答えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(斎藤誠君) 今回の改正によりまして、農薬関係の諮問事項、審議事項を特に審議会としてふやまして、御指摘のように一そうその機能の強化をはかつて参りたいと思つてゐるわけでございます。現在までのところ、この審議会の構成メンバーは、大體國

の試験場、それから大学の、教授関係の大学の研究者、それから農薬関係の製造関係の代表、それから流通段階の代表をもつて構成いたしております。が、そのほかに、役所といたしまして

は厚生省が文部省が参加いたしております。なお、今後水産の動植物についてのいろいろの審議が関係いたしますので、現在も水産関係の専門家が入つておりますので、なお、今後の運営につきましてはどういふことも十分考へまゝな角度から十分検討してみたい、こ

う考へております。

○北條篤八君 私は、伺いたいことは大體皆さんから出ましたので、二、三伺いたいと思ひますが、PCCPを使用しております農家の数と、現在まで被害をこうむつた農家の数は、一体どのくらいになつてゐるのですか伺いたいと思ひます。

○政府委員(斎藤誠君) お手元に配つてございますように、PCCP除草剤の使用面積は約百万ヘクタールでございますが、戸数として調査いたしましたものはございませんが、おそらく百万以上の戸数になるのじやなからうかというふうに考へます。

それから漁業のほうの被害戸数でございますが、これは水産庁のほうから御答弁いたします。

○政府委員(庄野五一郎君) 昨年のPCCPの被害によりまして、沿岸の被害をこうむつた漁家の数でございますが、大體七千四百戸程度に及んでおります。有明海関係でございますが、七千四百戸程度と、こういうふうに見て

しております。

○北條篤八君 次に十二條の二項にありますが被害が発生したときに知事が農薬団体、漁業団体及び学識経験者の意見を徴するということになつておりますが、これは常設の審議会みたいなものを作るのはいかがでしょうか。「政令で定めるところにより」と書いてありますけれども、この政令の内容となる事項は、どういふことなんでしょうか。

○政府委員(斎藤誠君) これは常設の審議会というものを予定いたしてはおりません。しかし行政措置といたしましては、現在関係県に、それぞれこの

ような漁業者あるいは農業者の団体で学識経験者も入れた協議会等もござい

は野鳥であるとか、そういうものも対象となってくるのではないかと考えますが、その点について御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(斎藤誠君) この法律におきましては、ねらいとするところは、農家が安心して購入できるように農薬の品質を保持するというのが目的でございます。したがって、農薬を使用することによりまして、たとえば水田の除草剤、除草効果を上げる、その結果、その水田におきまします従来、そこで利用しておりました水田養蠶とか、あるいはそれに伴ってドジョウとかタニシ、これがある程度被害を受けるのは、これはもうやむを得ないことであります。特に、いろいろの媒体になります昆虫がそれで行く。これは農薬を使用する農家にとりましては、水稲の生産を上げるというために農薬を使うわけでございますから、したがって、当該農家にとりましては、水稲の生産を犠牲にしても農薬を使わないか、あるいは水稲の生産を上げるために、該当水田においては昆虫類等がある程度犠牲になってもやむを得ないか、そういう判断に基づいて、これをやる以外にはなからうかと思うわけでございます。

たゞ、御指摘になりました点につきまして、たとえば今後、農薬の空中散布というように、農薬の空中散布の農薬が、たまたま風によって他の近辺の草地に流れ込む、その結果、ミツバチが被害を受けるというような場合も予想されないわけではございません。そこで、この法律におきましては、そういう際におきまします方法としては、一つには、かりに航空機

による農薬散布というような場合におきましては、大体防除業者が、これを担当いたしておりますので、十分、防除業者に対しては防除方法について指導し、あるいは必要な命令をするということをお考へておるわけでございます。

第二には、一般的に今回の改正によつて追加した条文でございまして、農薬の使用にあたりましては、あるいは使用の時期を一般的に告示するとか、あるいは使用の場所、使用の方法あるいは使用に伴ういろいろの考えられる被害、これを広く周知させるようなことを都道府県知事としてやるべきです。したがって、広く農薬使用にあたりまして、そのようなおそれがあるような場合におきましては、水産動植物に限らず、一般的にはこの趣旨を体して、都道府県知事が指導に当たるようなことをわれわれは期待いたしておるわけでございます。

○北條尚八君 そうしますと、将来を予想しまして、いってことで、水産という字は入れないでも、ただ、動植物だけでもいいのじゃないですか。この点を伺っておきたい。

○政府委員(斎藤誠君) 今までの法律といたしましては、直接それに伴つて被害が予想される人畜について、登録の際には、この被害を配慮する、こういうことにはいたしておつたわけでございます。しかし、現実問題といたしましては、昨年来から農薬使用に伴う水産の被害というものが現実的に起こつて、これに対する措置を要望されておることにかんがみまして、このような措置をとつたわけでございますが、一

般的な今の昆虫あるいはそれ以外の動物に対して、大体は、今私の申し上げたような方法によりまして、また、この法律の登録の際における配慮によりまして、大体は防げるものではないかと考えますけれども、非常にそれによつて、どのような影響が出てくるか、今後の具体的なケースによりまして、また研究なりしていきたい、かように考へております。

○梶原茂雄君 ちよつと関連して、先年、東京の青物市場で売つてゐる野菜に毒性のある農薬がついておつたというので、一般消費者の方がショックを受けたという問題があつたと思ひます。そのあと、やはりそういう面での検査をやつてゐるのかどうか。一体、どうなつてゐるのかということ、それから最近、御承知のように新しい洗剤がほとんど現れておつて、夜のテレビを見ますと、野菜に農薬がついてゐるということを毎晩のように放送されてゐるわけです。テレビに出るわけです。

一般の家庭では、ある程度不安なものです。これは農林省の関係ではあります。せんけれども、洗剤についても用途を誤ると、これは人間の健康に害ありというところになつて、農業に直接関係ないけれども、相当一般消費者の家庭では農薬とか、そういうものに対して、やや不安の念を持つてゐることは事実なんです。一般の今お話の水産の動植物とか、それから昆虫その他家畜、それ非常に問題でしようけれども、人間の自体の健康に非常に不安の念を持つてゐるということ、これは非常に大事なことだと思ふのです。

それらについて何か、そういう心配が事実あるのか。テレビでやつてゐるけれども、それは、事実そうじゃないのであつて、心配がないのか。そういう点について、どういふふうな考え方を持つておられるか、この際、伺いたしたいと思います。

○政府委員(斎藤誠君) 今の市場における農産物についての取締りにつきましては、これは市場あるいは一般の販売店における取り締まりにつきましては、食品衛生法で、これを取り締まつて十分毒物があるかないかというようなことについての取り締まりが行なわれておるわけでございます。建前といたしましては、御指摘の点は、農薬が農家の段階において、いろいろ使用されて、それが市場に出回つてゐる場合についての、そういう配慮をいたしてゐるかどうかという御質問かと存じます。物によりましては、確かにリンゴとか、あるいは野菜だとかいふた生鮮食料品について、農薬を付着したままで即刻販売され、あるいはそれが食用に供されるという場合におきましては、そういうおそれもあり得るわけでございます。

そこで農林省といたしましては、こういう生鮮食料品についての農薬使用につきましては、収穫前一定期間を必ずおくとかいうような散布時期についての制限を一応きめまして、そして各改良普及員を通じて指導いたしておるわけでございまして、確かにその点につきまして、いわば法の取り締まりの谷間といひますか、そういった面もなきにしもあらずという感があるわけではございますが、しかし農林省としては、今お話になりましたようなことについて、十分前々から注意をいたしておりまして、今後とも実施を通じまし

て、生鮮食料品に対する農薬の使用にあたりましては、収穫前あるいは販売前における使用については、十分徹底して参りたい、こう思つておるわけでございます。

○天田勝正君 ちよつと、関連。議連の理事會が始まつておりますので、関連して二点だけ伺ひてやめます。その一つは、この法律で登録の際の届出必要事項、それから表示義務、この二つがございまして、その「肝藏上又は使用上の注意事項これは表示義務事項の中にも入つてゐるわけですが、そこで、使用上の注意の中には、きわめて広い意味が含まれると思ふのですが、しかし、その注意事項に記載されておつても、なおかつ人畜に被害があつた。ことに人間の場合ですが、そういう場合に、それでは罰則のほうを見ても、一向、それに対する注意事項を守つたにもかかわらず人間に被害があつたという場合に、何も罰則規定もなければ、あるいはそれに対する補償規定もない。こういうことは、何か水産動植物、農林産物に対する毒性持続性、こういうものだけを規定してゐるけれども、人間の面の場合には、まことに配慮が少なく思ふのですが、これはどういふことで、そういうことになつてゐるのですか。

○政府委員(斎藤誠君) 農薬の中におきましては、毒物劇物、特に毒性の強い指定農薬、特定毒物につきましては、人畜特に人間に対する被害が起らないようにということ、実は厚生省も毒物劇物取締法という法律がございまして、これに基づいて厳重な使用規定措置が講ぜられておるわけであります。法律体系としては、そ

ういふ生鮮食料品についての農薬使用につきましては、収穫前一定期間を必ずおくとかいうような散布時期についての制限を一応きめまして、そして各改良普及員を通じて指導いたしておるわけでございまして、確かにその点につきまして、いわば法の取り締まりの谷間といひますか、そういった面もなきにしもあらずという感があるわけではございますが、しかし農林省としては、今お話になりましたようなことについて、十分前々から注意をいたしておりまして、今後とも実施を通じまし

て、生鮮食料品に対する農薬の使用にあたりましては、収穫前あるいは販売前における使用については、十分徹底して参りたい、こう思つておるわけでございます。

○天田勝正君 ちよつと、関連。議連の理事會が始まつておりますので、関連して二点だけ伺ひてやめます。その一つは、この法律で登録の際の届出必要事項、それから表示義務、この二つがございまして、その「肝藏上又は使用上の注意事項これは表示義務事項の中にも入つてゐるわけですが、そこで、使用上の注意の中には、きわめて広い意味が含まれると思ふのですが、しかし、その注意事項に記載されておつても、なおかつ人畜に被害があつた。ことに人間の場合ですが、そういう場合に、それでは罰則のほうを見ても、一向、それに対する注意事項を守つたにもかかわらず人間に被害があつたという場合に、何も罰則規定もなければ、あるいはそれに対する補償規定もない。こういうことは、何か水産動植物、農林産物に対する毒性持続性、こういうものだけを規定してゐるけれども、人間の面の場合には、まことに配慮が少なく思ふのですが、これはどういふことで、そういうことになつてゐるのですか。

○政府委員(斎藤誠君) 農薬の中におきましては、毒物劇物、特に毒性の強い指定農薬、特定毒物につきましては、人畜特に人間に対する被害が起らないようにということ、実は厚生省も毒物劇物取締法という法律がございまして、これに基づいて厳重な使用規定措置が講ぜられておるわけであります。法律体系としては、そ

ういふ生鮮食料品についての農薬使用につきましては、収穫前一定期間を必ずおくとかいうような散布時期についての制限を一応きめまして、そして各改良普及員を通じて指導いたしておるわけでございまして、確かにその点につきまして、いわば法の取り締まりの谷間といひますか、そういった面もなきにしもあらずという感があるわけではございますが、しかし農林省としては、今お話になりましたようなことについて、十分前々から注意をいたしておりまして、今後とも実施を通じまし

て、生鮮食料品に対する農薬の使用にあたりましては、収穫前あるいは販売前における使用については、十分徹底して参りたい、こう思つておるわけでございます。

○天田勝正君 ちよつと、関連。議連の理事會が始まつておりますので、関連して二点だけ伺ひてやめます。その一つは、この法律で登録の際の届出必要事項、それから表示義務、この二つがございまして、その「肝藏上又は使用上の注意事項これは表示義務事項の中にも入つてゐるわけですが、そこで、使用上の注意の中には、きわめて広い意味が含まれると思ふのですが、しかし、その注意事項に記載されておつても、なおかつ人畜に被害があつた。ことに人間の場合ですが、そういう場合に、それでは罰則のほうを見ても、一向、それに対する注意事項を守つたにもかかわらず人間に被害があつたという場合に、何も罰則規定もなければ、あるいはそれに対する補償規定もない。こういうことは、何か水産動植物、農林産物に対する毒性持続性、こういうものだけを規定してゐるけれども、人間の面の場合には、まことに配慮が少なく思ふのですが、これはどういふことで、そういうことになつてゐるのですか。

○政府委員(斎藤誠君) 農薬の中におきましては、毒物劇物、特に毒性の強い指定農薬、特定毒物につきましては、人畜特に人間に対する被害が起らないようにということ、実は厚生省も毒物劇物取締法という法律がございまして、これに基づいて厳重な使用規定措置が講ぜられておるわけであります。法律体系としては、そ

ういふ生鮮食料品についての農薬使用につきましては、収穫前一定期間を必ずおくとかいうような散布時期についての制限を一応きめまして、そして各改良普及員を通じて指導いたしておるわけでございまして、確かにその点につきまして、いわば法の取り締まりの谷間といひますか、そういった面もなきにしもあらずという感があるわけではございますが、しかし農林省としては、今お話になりましたようなことについて、十分前々から注意をいたしておりまして、今後とも実施を通じまし

て、生鮮食料品に対する農薬の使用にあたりましては、収穫前あるいは販売前における使用については、十分徹底して参りたい、こう思つておるわけでございます。

○天田勝正君 ちよつと、関連。議連の理事會が始まつておりますので、関連して二点だけ伺ひてやめます。その一つは、この法律で登録の際の届出必要事項、それから表示義務、この二つがございまして、その「肝藏上又は使用上の注意事項これは表示義務事項の中にも入つてゐるわけですが、そこで、使用上の注意の中には、きわめて広い意味が含まれると思ふのですが、しかし、その注意事項に記載されておつても、なおかつ人畜に被害があつた。ことに人間の場合ですが、そういう場合に、それでは罰則のほうを見ても、一向、それに対する注意事項を守つたにもかかわらず人間に被害があつたという場合に、何も罰則規定もなければ、あるいはそれに対する補償規定もない。こういうことは、何か水産動植物、農林産物に対する毒性持続性、こういうものだけを規定してゐるけれども、人間の面の場合には、まことに配慮が少なく思ふのですが、これはどういふことで、そういうことになつてゐるのですか。

○政府委員(斎藤誠君) 農薬の中におきましては、毒物劇物、特に毒性の強い指定農薬、特定毒物につきましては、人畜特に人間に対する被害が起らないようにということ、実は厚生省も毒物劇物取締法という法律がございまして、これに基づいて厳重な使用規定措置が講ぜられておるわけであります。法律体系としては、そ

ういふ生鮮食料品についての農薬使用につきましては、収穫前一定期間を必ずおくとかいうような散布時期についての制限を一応きめまして、そして各改良普及員を通じて指導いたしておるわけでございまして、確かにその点につきまして、いわば法の取り締まりの谷間といひますか、そういった面もなきにしもあらずという感があるわけではございますが、しかし農林省としては、今お話になりましたようなことについて、十分前々から注意をいたしておりまして、今後とも実施を通じまし

て、生鮮食料品に対する農薬の使用にあたりましては、収穫前あるいは販売前における使用については、十分徹底して参りたい、こう思つておるわけでございます。

○天田勝正君 ちよつと、関連。議連の理事會が始まつておりますので、関連して二点だけ伺ひてやめます。その一つは、この法律で登録の際の届出必要事項、それから表示義務、この二つがございまして、その「肝藏上又は使用上の注意事項これは表示義務事項の中にも入つてゐるわけですが、そこで、使用上の注意の中には、きわめて広い意味が含まれると思ふのですが、しかし、その注意事項に記載されておつても、なおかつ人畜に被害があつた。ことに人間の場合ですが、そういう場合に、それでは罰則のほうを見ても、一向、それに対する注意事項を守つたにもかかわらず人間に被害があつたという場合に、何も罰則規定もなければ、あるいはそれに対する補償規定もない。こういうことは、何か水産動植物、農林産物に対する毒性持続性、こういうものだけを規定してゐるけれども、人間の面の場合には、まことに配慮が少なく思ふのですが、これはどういふことで、そういうことになつてゐるのですか。

らのほうに使用規制のほうは対象になつておるわけでございます。

○天田勝正君　いつでも私は、この種のことは質問するのですが、それは使用規制のことは、いろいろ規制はあるけれども、そこから起きた被害、これに對して、さつき渡辺委員もちよつと触れられたと思ひますけれども、他の法律で裁判をもつて争うような、そういうようなことは、いつでも困るとかねがね言つておる。そんな争いを裁判所に持ち出すようなことは、農民の中では良民にあらずなんです。その良民で口を少ない者も、自動的に当人が訴えなくても守るという措置を講じてもらわなければ困る。私の知る限りでは、毒物劇物ですが、そういうものの取り締まりにも、その売つたりなんかする者も取り締まる。しかし、それによつて害を受けた者の保護というものは、法律の体系からしても、そういうものを目的としておらないのです。そうでしょう。だから、それは困る。今まではそうであつても、今度新しく法律を変えようという場合には、そういう親切な道を講じなければならぬ。いいことなんでありませうから、新しい道を開いて何ら差し支えない。これはどうですか。それをやるつもりであるかどうか。おかしなことです。それは。

○政府委員(斎藤誠君)　ちよつと御質問の要點が、的確にあるいは擧げられておらないかもしれませんが、今の毒物劇物取締法に基きまして、今の販売業者、取扱業者についての制限のほか、使用する場合には使用規制の方法まで一応規定するようになっておるわけでございます。ただ、毒物劇物取締法におきましても、それからまた

農業取締法におきましても、実は法律自身としては、品質保持をはかるという法律でありまして、その結果に基づいて起つた被害についての補償措置というものはないという前提で取締法ができておるといふ關係で、御指摘のような起つたあとにおける補償措置というものは、法益外はすべてなつておるわけであります。今後そういう問題について因果關係が明らかになれば、民法上の救済措置が講ぜられるであらうと思ひますが、その一つの考案方といたしまして、今回は前者の自主的な一つの規制措置という道を開いたのも、多少そういうようなことを含みといたしておるわけでございまして、まあだんだんこういう問題が起つて、またたき進んで参ります農薬、それを使用した場合に、一般的な公害に伴う救済措置はどうするかという点につきましては、今後研究すべき課題だ、と考へております。

○天田勝正君　時間がありませんから、これは統括してやるつもりはあります。これは統括してやるつもりはあります。これは行政全体の問題でございまして、この法律だけで内閣の方針を伺うというわけにはいかない。局長としても荷が重たい。ともかく必ずこういうものは、取締法でありますから、それに焦点が合はせてございまして、賠償のほうは民法でございまして、こうする。他の法律の場合も、これは私は政務次官にも申し上げたはずなんです。ですから内閣全体として、そういう民法で争ひを起さなければだめだというようなことは、農家の人などはよくやります。やらぬのであります。そのことをいつもやるような者は、農村において

て、そういうものでなくて、良民を守るといふところについてでも焦点を合せてもらわなければ困る。民法々々と言わす、当該法律ができた、その法律によつて、その使用方法、注意事項、そういうものは守つたにもかかわらず、実は人間に害を及ぼしたのがあり得るのですから、現にそういう場合に、これは注文するのが少し大き過ぎる問題ですが、内閣全体として考へてもらいたい。これは要望しておきます。

第二点ですが、これは法律のまた建前上、農林水産物に対する毒性とか持続性とか、そういうものに焦点が合はせてありますから、あまり人間のほうが出てこないのですけれども、たとえば、今までの農薬、あるいはこれらとどんでん進んで参ります農薬、それを使用した場合に、今度は水産動植物にそれが吸収され、今度はそれを人間が食へる、こういう場合に、さつき渡辺委員の質問を聞いておられます、注意はするにできています、注意はするにできています、それ自体は、そのときは注意はするでしょう。しかし、私は別のことを考へておる。私もさうとですから、詳しいことを知りませんが、たとえばオーラミンなどは悪いといふことはさつきわかつておつても、決して製造業者は、売るに急にしろ、色をつけて売る。今度はローダミンに至つてはもっとひどいのだといふことは、医者が証明されておるのです。ローダミンはこれはずっと着色するので、それから、わずかの量であるけれども、これをつけて食へることによつて肝臓障害が起るというところは、

はつきりしているんですよ。胃腸を悪くすることとじゃなくて、肝臓障害を起すのですから、あと起きた被害といふのは、はるかに大きいのですから、そのときにはちつともどこにも影響がない、当人にも自覚症状が起らないし、他から見ても、医者から見てもちよつとわからない、長く食べていることによつて、体内蓄積ではないでしようけれども、その刺激がずっと続いていくことによつてか、何かえらい害があることは、はつきりなつておるんで、それと同じように動植物が吸収して、それを人間が食へる。その食べたときには別段外見上何の害もないだろうけれども、統括して食べた場合にどうするか、たとえば放射能のごとく体内に蓄積していくことが、他の場合に蓄積していくことが、これは用いられないわけに農薬の立場からすればできない。どこかでこれを押えなければならぬ。こういう理屈に私はなつてくると思ふのですが、そういう研究を今までされておるのか、それについて研究をしないかと思ふ。さつき渡辺委員の質問を聞いておられます、注意はするにできています、注意はするにできています、それ自体は、そのときは注意はするでしょう。しかし、私は別のことを考へておる。私もさうとですから、詳しいことを知りませんが、たとえばオーラミンなどは悪いといふことはさつきわかつておつても、決して製造業者は、売るに急にしろ、色をつけて売る。今度はローダミンに至つてはもっとひどいのだといふことは、医者が証明されておるのです。ローダミンはこれはずっと着色するので、それから、わずかの量であるけれども、これをつけて食へることによつて肝臓障害が起るというところは、

くするといふこととじゃなくて、肝臓障害を起すのですから、あと起きた被害といふのは、はるかに大きいのですから、そのときにはちつともどこにも影響がない、当人にも自覚症状が起らないし、他から見ても、医者から見てもちよつとわからない、長く食べていることによつて、体内蓄積ではないでしようけれども、その刺激がずっと続いていくことによつてか、何かえらい害があることは、はつきりなつておるんで、それと同じように動植物が吸収して、それを人間が食へる。その食べたときには別段外見上何の害もないだろうけれども、統括して食べた場合にどうするか、たとえば放射能のごとく体内に蓄積していくことが、他の場合に蓄積していくことが、これは用いられないわけに農薬の立場からすればできない。どこかでこれを押えなければならぬ。こういう理屈に私はなつてくると思ふのですが、そういう研究を今までされておるのか、それについて研究をしないかと思ふ。さつき渡辺委員の質問を聞いておられます、注意はするにできています、注意はするにできています、それ自体は、そのときは注意はするでしょう。しかし、私は別のことを考へておる。私もさうとですから、詳しいことを知りませんが、たとえばオーラミンなどは悪いといふことはさつきわかつておつても、決して製造業者は、売るに急にしろ、色をつけて売る。今度はローダミンに至つてはもっとひどいのだといふことは、医者が証明されておるのです。ローダミンはこれはずっと着色するので、それから、わずかの量であるけれども、これをつけて食へることによつて肝臓障害が起るというところは、

○説明員(石倉秀次君)　ただいま御指摘の點は、農作物の病害虫を防除するためにその農作物に農薬を散布いたします。そのごく微量のものが農作物に残ります。それが家畜の中に入り、あるいは直接人体に入る。そしてわれわれの健康をむしろ害するのではないかと、御指摘かと存じます。この点につきましては、農薬はわが國ばかりでなく、海外でも非常に問題になつておりました。そして新しい農薬の原体が合成されますと、実験動物としましてネズミ

を使ひまして、御承知のようにネズミの平均寿命が約二カ年間でございまして、二カ年間の給与試験をいたしまして、給与試験をいたしましておきます間、そのほかの生理觀察を行ない、かつ給与試験が終わりましたから解剖して、病理組織に変化がないかどうかを見まして、そして大体どのくらいのところまでは大丈夫だといふ一つの線を出すわけです。御承知かと思ひますが、いわゆる慢性毒性値といふ数値が出て参ります。この慢性毒性値のさらに十分の一を制限量として規定する考案方がだんだん國際的になりまして、現在アメリカでは一九四七年と私は記憶しておりますが、ミラーという上院議員が議員立法してミラー法という法律ができております。わが國では、これに当たるものはございせんが、御承知のように、食品衛生法の第何条ですか、私今思ひ起こせませんが、食品には別表に書いてあるものの以外のものであつてはいけないという規定になつておりますので、現行の法体系でございまして、食品衛生法で取り締まられる形にならうかと思ふのであります。ただ現実には、わが國の氣象條件と、それからアメリカの氣象條件ともかなり違ひますし、また使つております農薬の種類も違ひますので、アメリカあるいは歐洲の資料をそのまま日本に適用してやることについては、いろいろ議論があるようであります。私の農林省としましては、農薬検査所の中に生物課というのがございまして、この生物課で残留毒性の検査をやつております。このような資料が蓄積されますと、先ほど申しました収穫前散布期間等も、いろいろ農薬につい

で設定することができると存じます。

○天田勝正君 もうこれでよしますが、つまり私どもが食品衛生法だけでは取り締まれない部分があるのです。たとえば水俣病というのは、別に食品衛生法上どうということでは問題はなつたのじゃない、急激に被害が大きいですから社会問題として報ぜられたから、人が買わなくなったというだけなんです。食品衛生法です。この貝や魚が売れなくなったのじゃないのです。それで、現実にあの病気に気がなつてしまつてから取り締まつたのであるいはまた民法でどうのと言つてみたところで、じゃあその工場から流れてきたかというのを、確実があるとかないとかいろいろ言われてどうにもならない、それが急激にきたからいいけれども、急激にこないで、さつきのローダミンのごとくちつとも自覚症状もなければ、人が見ても、ちつと医者が見たくらいでは、わけがわからない。しかし長くそれを微量であるけれども、使用した場合に肝臓障害を起こすのだ、これもまた徐々にくるけれども、なお得るといふようなあれがない。ですから他の取締法あるいはこの法律そのもののだけに不備であるといふことは、これは明瞭にわかつておるといふことなんです。私の指摘したいのは、それを何か役所のほうで答弁すると、製造業者のいろいろ肩持ちをしているような聞え方をするのであつて、そうでなく、結果がここに明らかなんだから、社会問題にならないうちに、あるいはまた、これが今さつきから言うように、農民それ自体

に被害がある。こういう場合には、民法に頼るなんという言ひを言わないうで、こういう新しいことが起きたのだから、法体系全体としてひとつ検討してほしい、再びこういうことが起きないように……。

○牛田寛君 先ほどいろいろ伺ひしたわけでありまして、このPCPの問題につきましても、漁業関係者と農業関係者と両方から反対の立場の陳情がたくさん参りました。先ほどの農林省当局のお話ですと、MCPCAという新しい薬ができた。その薬の効果はPCP以上である。また資料を拝見しますと、毒性はPCPの十万分の一ぐらいになるというわけでございますから、しろうとの私が考えまして、これならば、すぐPCPは禁止して、MCPCAに切りかえたならばこの問題は解決するのではないかと、こう考へておりますが、先ほどのお話をお伺ひいたしますと、その辺の方針がすこぶるあいまいなような気がするのではありませんか、もう少し農林省当局として責任をもつて方針を明らかにせられる必要があるのではないかと、こう考へますが、その点についてお尋ねをいたします。

○政府委員(斎藤誠君) お話のとおりごもつともな御意見かと存じますが、一面PCPそのものにつきましては、一般的には先ほど申し上げましたように、通常の使用の場合においては、大体三日か四日で分解してしまつて、ほとんど溶解して被害が生じないという状態にあるわけでございます。そこで、除草効果もあるといふことで、百万町歩現在計画いたしておるのであります。ところが、それがたまたま災害

であるとか、集中豪雨であるとか、そういう一時的な条件とか、また一定の地域において相当広範囲に使用されるということと相俟つて一つの被害現象が出てきておる、こういうことでありますので、われわれといたしましては、そのために全国をこれに禁止するといふことには至らないであらう。しかし、地域的にはそういう自然的条件と使用の状態から見て、被害の発生のおそれがあるという場合については、使用規制の方法をとりたい。使用規制の方法としては、時期なり、場所なりを限定いたしまして、そこで規制措置をとると同時に、新しい農薬を普及させて参りたい、こういう考え方を基本としておるわけでありまして。

○牛田寛君 現実には滋賀県の琵琶湖でございまして、それから有明海、そういうところでもかなり大きな被害が出ておるわけでありまして。その方面の方々の話ですと、やはり毎年毎年被害を受けておるといふことでございまして、それから、そういう地域においては、これはPCPは明らかに被害を及ぼしておる、こう考へるわけです。ですから、今のようになく然としたお話でなくて、現実の問題が起つておるわけでありまして。先ほどから新薬のお話でございましたが、ただその新薬が非常に効力がある、PCPに取りかわり得るといふ話だけでは問題の解決にはならない。そういう被害が実際に起つておる地域に対して、じゃPCPを新薬に切りかえるのか、あるいはもう全面的にこの法律の条項に示されたように、都道府県知事にもう一任してしまうのか、そういう点が問題になると思う。この問題は、農薬という全国的な一つ

の農薬の技術的なやり方、しかもこれも農業構造改善という考え方から出た省力農薬といふことから、こういうふうな農薬も奨励されておるわけでありまして、当然これは政府としても責任がある問題だと思つております。ですから、そういう現在起つておる具体的な問題が、はたして新薬で解決されるのか。これは局地的に当然行なわなければならないと思つたのですが、そういう点について、この農林省当局がある程度こういう方向でこの際はいくべきか、現在ではまだたんばが遊んでおりますから、そういう事件は起こらないかもしれないけれども、これから田植えが行なわれれば当然また今のままでいきますと起つてくるわけでありまして。ですから、これからその局地的に現在問題が起つておるそれだけの場所について、どういう方向に持つていくお考えかといふことを、もう少し具体的に示していただかないと、農民も不安でありますし、漁民も不安である。特に漁民の場合は農民以上に生活がおびやかされておる状態でありまして、その点はもう少し責任のある態度をお示し願ふ必要があるのではないかと、そのように私は思つておるのでありますからお伺ひをするわけでありまして。

○政府委員(斎藤誠君) ごもつともな御意見でありまして、私どももこの五月の田植時期までに方針を明らかにして参りたい。そのためにこの法案の提案をいたしたわけでありまして。したがって、現在のところこの法案が通過いたしました場合にしましては、大勢の被害の予想される地域といふものは

御指摘のとおりわかつておるわけでございますから、そういう地域に対しまして新しい農薬の普及計画、それに伴うPCPの使用規制計画等につきましまして、すでにある程度の事前の協議をいたしておるわけでございます。この法案に基づきまして急速に田植前までに対策をとつて参りたい、こう考へておる次第であります。

○堀本宜実君 私は先ほどの天田委員の質問について関連で一言だけ伺ひたいと思つたのですが、その時期が得られなかつたので、あらためて申し上げたいと存じますが、いろいろ各委員からお話がございまして、これが人畜に及ぼす影響、あるいは動植物に及ぼす影響等の後遺的な処置をどのような方法でするかといふことについての議論が盛んに行なわれるのでございまして、私が最近経験しておることで例を引いて申し上げたいと存じますが、これら古い薬にもございまして、新しい薬にもなおさらございまして、その薬が、つまり薬理原則でも申ししますが、細胞にどういふ影響を及ぼすのか、神経にどういふ影響を及ぼすのかという薬理の原則というものを、使う方も、また現場で指導する人も知らないのです。現に今月の二十日ごろだと思ひますが、香川県と高知県で農薬に関する薬理原則について講義をしてほしいという要求がございまして、講師を派遣した団体もございまして。そういうふうな、ただ売ろうとする人たちの焦点が、これは冷血動物にはこの程度しかききません、こういう薬効がございまして、温体動物には無害でございまして、というふうな、そして売らんかなの態勢の宣伝にまかせておるところに、私

はこの問題が紛糾するのだ、そういうふうな思いです。そこで今度の法律によって、訓示規定であるいわゆる周知徹底という意味が含まれておるといわれるのでありますが、それは全く皮相なことであって、指導者がたとえはこの薬は食わせてもよろしいやうございませうか、こういう質問を指導者、いわゆる普及員とでもいいますか、技術者あるいは技術者以外の人にも、そういう質問をしたときには、何とお答えになりますか、どういうことで答えられるのかという問題がございします。またあるいは草でもたとえはパラチオンを先般やったんだ。それでこういうような気象条件であつたんだが、これは家畜に影響いたしませんかという質問を受けたときには、何の根拠によつてこれは無害でございします、有害でございしますという判定をされるのかということなんです。そういう薬理原論自体が、つまりそういうむずかしい解釈をしますと、たいへん困難があるように思ひますけれども、少なくとも限られた指導者にこの薬理原論というものが生体細胞に及ぼす影響というものをこまかく教えておる。それは本が出ておるじゃないか、言うてあるじゃないかということは、あるいはまたそれがやがて民法によつて解決すべきだというやうなことは、私は邪道だと思ふ。その前に起るべき問題を周知徹底して、少なくとも農林省は、そういうことが聞きたいという人がおつて、そして講習会を要望しておるので、そういう講習会に対して講師を送っている団体があるんですが、そういうことに ついてもっと親切に、やはりこういう時期になつて新しい薬ができ、しかも

人畜に及ぼす影響というものがきつめて激甚な当今です。周知徹底ということに対してどういふふうに考えられるのか。先ほど天田さんの質問に対してお答えがございましたが、品質保持の立場で激毒物というものの管理監督をするんだ、こういうことではやはりいけないのであつて、これはこういう場所だとか、ところだとか、気象条件だとかいうことによつて、薬のつまり効力というものは、相当の差異が私にあると思ふのです。ことに最近における空中防除というやうなものが起こりまして、空中防除なんというものは、上からたとえは水銀剤を流す、あるいはパラチオンを流す、それは薬面だけにつくのかというところじゃないんです、あの上についているプロペラの関係かもしれないが、裏側についているいろいろな昆虫類があるいは害虫が枯死をするという原論から見まして、それは最近における防除器具というものがいかなる作用をしておるかというところにも波及して、これを私は、検討をする必要がある。しかも単なる言いふらしでなしに、寄つてきたる原因というものを科学的に究明し、それを知らしめるといふところに周知徹底というものがなければならぬのではなからうか、私はこう思ふんですが、それに対する具体的な方策をどういふふうにしておいでになるのか。たとえばその講習会を開いてくれというところは、私は全国津々浦々にわたつておる。県庁にそういうことはまかしておるのだということでは、少なくとも認可、許可があり、法律によつてそれを使用せしめようとする段階に立つては、私は農林省としてもその責

任の一半を負うべきではないかと思ふのでございします。それに対する明解な御回答をいただきたいと思ひます。○説明員(石倉秀次君) いただいた御質問につきましてお答えを申し上げます。まず最初に農薬の、堀本先生が薬理原論といわれましたが、私のほうでは薬理作用ということとでそれぞれ研究所等とも分担いたしまして研究いたしております。はなはだ残念なことに、薬理原論がわかつてから農薬ができるという事例が非常に少のうございまして、むしろ農薬ができてからその薬理を追うというやうな状況でございします。で、現状におきましてすべての農薬についてその作用機構がどうであるということがわかつてないものがございします。しかし、最近だといふわかつて参りました。たとえばパラチオンを初めとしたしましてきよう問題になつておりますPCPにつきまして、その作用機構はわかつております。ただ問題は、実際に農薬を使いまして防除効果を出すということになりまして、この作用機構のほかに、いわゆる生体的に農薬の作用機構の差を生かして使う方法があるわけがございします。PCPで例をとりますと、このPCPは、おそらくすべての動物は大抵百万分の十くらいPCPが入りますという、相当な影響を受けるのであります。しかし、人間にしましては期のもほどの抵抗力が弱いため、水田にPCPを使用いたしました際、稲には被害がないが、これから発芽しようというヒエの種は、この影響を受けて発芽しないというやうな使い方もございします。薬理作用がわかつたから

それですべてのものが解決するということではなく、非常に複雑な因果関係があるのでございします。しかも、そこに先ほど御指摘のやうに気象条件というやうなものが加わりますという、この間におきまして農薬の効果が左右されるのでございします。で、私のほうといたしましては、そのやうな点につきまして研究の済んだものは、私のほうの組織でと申しますか、行政の仕方ですと申しますと、いろいろな通達も出しますし、また特に私の植物防疫課が農薬の行政を担当しておりますけれども、毎年一月、二月に全国を七ブロックに分けて、一ブロック三日間、毎年の事業を打ち合わせいたします際、農薬のたぐいま御指摘の使い方、あるいは危害の防止対策、新農薬についての注意事項等を徹底しておるつもりでございします。しかし、何せ対象になります農家の段階まで六百万という対象になりますし、なかなかそこまで浸透しません。反面、この売らんかなと申しますか、農業者の攻勢なPRにひかれ、ただ効果のみの面から農薬を使つておる点があるのでもございします。したがしまして数年前から、農薬によります人畜の被害ばかりでなく、水産動植物に対する被害の防止という点に留意いたしまして、ここにもございしますが、農薬危害防止必携、これは普及員向けに作つたものでございします。これは現場技術者を対象とした教育に努めているのでございします。ただ、力が足りない点もございまして、事故のある点は、私も重々承知いたしております。幸ひ三十八年度からは農薬の安全使用指導費という予算が、わずかでございしますけれ

ども、各県段階にも認められましたので、私たちのやりまます普及教育にしましても、従来よりは徹底を期し得るといふやうに考えております。○森八三三君 すでに各委員から相当広範にわたつての質問がありましたので、努めて重複を避けましてお尋ねをいたします。この改正法の提案理由の説明に、水産動植物に有毒な農薬の使用に伴う被害を防止するためその使用を規制するといふことが冒頭にうたわれておる。いろいろな国際情勢等からいたしまして、非常に漁場が、残念ではあります、が、狭められてきておる。さらに漁業に従事する人間の数が終戦後相当ふえてきておるといふやうなことから、沿岸漁業の振興という問題が非常に重要なことであることは申すまでもございしません。でありますので、沿岸漁業振興に関する法律の提案を見ておるといふことであります。今回のこの改正は、そういうやうな趣旨に従つて沿岸漁民の諸君を守つていくということが当面のねらいであるといふやうに見ておるのであります。といたしますと、その目的に沿うためには、ただ単にここに農薬の問題だけを取り上げたのではおかしいじゃないか。まだまだ広範に考えなければならぬことがあつて、むしろ農薬よりも優先して考えなければならぬことがたくさんございします。すなわち、この国会にはそういう目的を示しながら農薬の問題だけをとり上げられたという理由が一体どこにあるのか、基本的にはまずその問題をお伺ひいたします。○政府委員(斎藤誠君) お話しのやうに、だんだん農薬、あるいは煤煙、

あるいはその他の公害に伴う災害の被害の問題については、いろいろ今後において発生すると思うわけでございしますが、ともかくも昨年度おもところでは、有明海あるいは琵琶湖におきまして、豪雨等と相俟ってPCPによる被害が発生した次第でございます。この現実を即しまして、一方においてPCPが普及され、他方においてこのような使用に伴う被害が発生したことに対して、農業の面からも何らかの措置を講ずる必要がある、ただこういう認識だけに基きまして、今回の法律の改正をいたしましたわけでございます。したがって、御指摘のように、沿岸漁業全般についてのいろいろの公害の問題、あるいは農業につきましても、他の一般公害から来る問題、これらの問題について、これで全部解決しよう、こういうふうな考えでいるつもりは毛頭ございせん。

○森八三三 将来起きるであろう問題ではなくて、今私が基本的に申し上げたことについては、これは農政局長にお伺いすることではないと思ひますけれども、すでにこの委員会ではしばしば取り上げておる、そうして政府に善処を求めている、政府も努力しようと言つていらっしゃるのに、問題が取り上げられておるにもかかわらず、その問題を不問に付してしまつて、農薬の問題だけを取り上げておるという気が私にはわからないのです。もっと具体的に申し上げますと、私が昨年の委員会で取り上げた問題にいたしまして、松島湾のカキの斃死に伴う問題がある、その問題については、科学的な調査に基づいた原因がまだはっきりいたしませんから、その原因を究明し

た上において、こういうことで今日に及んでおるのです。そこで具体的に申し上げますと、今度の農薬取締法の改正によつて、今ねらつておるものは、各委員からもお話がございましたように、PCPなんです、とりあえずは、そのPCPが加害者であるということについての科学的根拠がどこにあるのか、これをはっきりしてもらいたい。松島湾のカキの斃死の問題にしても、東北電力の火力発電所から流れてくる液にカキをつければすぐ死ぬのです、PCPにつければすぐ死ぬのです。これははっきりしている。けれども、火力発電所の場合にはそのものに、つけばびたり死にますけれども、松島湾全体にそれが流れ込んだ場合には、それが加害者であるとは判明できないという、科学的根拠がないということと今日に及んでおる。PCPの場合には科学的根拠があり、このことであるならば、その科学的根拠を明確にしたい、こういうことなんです。ただ、被害があるというところは私も知つております。それが河川を通じて海水の中に混入した場合に、科学的にそれが立証されるというデータがございしますれば、それをお示しいただきたい、こう思ふのです。松島湾の問題も合わせてお答えをいただきたいのです。その後どうなつておるのか。

○政府委員(庄野五一郎君) 昨年発生いたしました有明海及び琵琶湖の被害の問題でございますが、これにつきましては、昨年佐賀県の試験所におきまして、これは有明海でございますが、そういう調査をいたしまして、PCPの被害ということを確証いたしました次第

でございます。有明海では大体被害のおもなるものがございまして、このアサリのPCPの安全濃度というものが、大体〇・〇一のPPM、こういった程度でございますが、これを当時の被害がございました直後に、おきまして、海水、または被害が起きました海底の泥土等を取りまして測定いたしましたところ、大体だいたいましめた安全濃度を上回る〇・〇五から〇・二PPM、こういうPCPが検出されております。また琵琶湖につきましましては、滋賀の県水産試験所、やはりこれは魚類がおもだと思ひますが、魚類関係の安全濃度、これはフナでございしますが、大体〇・〇一から〇・二PPM、こういった程度が安全濃度でございますが、当時の被害が起きました水域における水の検査で、これを上回る〇・〇四から〇・〇七PPMのPCPが検出されております。これはPCPによる被害、こういうことがはっきりいたしました次第でございます。

なお松島湾のカキの被害につきましては、一昨年から問題が起つておりました、これは東北の水研及び東北大学の先生等、県の水産試験所の方、こういったところで十分調査していただいております。これは、あそこの火力発電所の冷却水が流れ込む影響が非常に大きいのではないかと、こういうことが調査をいたしましたわけでございしますが、海水温度の上昇といった面はつきりこれが明確でない。ただ気象上の問題として、非常に海水が高温になつた点、それからカキの産卵時にカキの生体が非常に生活機能が低下する、そういういった時期、あるいはあそこら辺の

都市廢水の汚染にもよるのではないかと、そういった複合作用によるものではないか、こういうふうな考えられるわけですが、確たるものはまだ確認されておられません。これにつきましては、沿岸漁業の振興といった対策等を、宮城県につきましても三十七年度から実施いたしました、カキの漁場の改良、あるいは養殖場の転換、そういったことを検討し、こういった被害の回避に努めておるわけでございします。

○森八三三 そうですと、松島湾の場合には、まだ科学的な根拠が明確にならない。だからその措置はとりかねるという状況であつて、鋭意その原因の追求中であるというふうに理解をいたします。ところが、PCPの場合には、濃度の関係から明らかにPCPが加害者であるということを確証されたという科学的な根拠に基づいたから、今回の措置をした、こういうふうに御説明を理解いたしましたが、私も沿岸漁業が非常に難儀をいたしておりますから、漁民諸君を救済し、それに対する対策を親切に立ててやりたいという気持ちに変わりがございせんけれども、昨年琵琶湖でこの問題が発生いたしました、その当時私は非常に大きな問題で、おそろしく全国的にこういう問題が波及するであろうということを心配いたしましたので、現地に参つてその事情を調査いたしましたところが、濃度のことは私はわかりませんけれども、県の水産課によつて調査をいたしましたし、県の漁連の諸君にお伺いをいたしましたし、むしろ昨年琵琶湖におけるフナとかそういう魚族の水揚げ量はふえているのです。これは統計

上、今ここに持つておりませんけれども、その直後にはつきりしたのです。ただ琵琶湖の中心地に施設されております日本真珠養殖株式会社ですか、その真珠が死んだということは、これは事実として私も確認しております。そういったことを、これは常識論でございますけれども、河川を通じて流れてきて、一番濃度の高きところ、思われる何と云いますか、淵というか沿岸というか、その地域に生息し繁殖しておる魚族は、むしろ豊産であつて、液の濃度が希釈されてあるであらうと思はれる中心地の方に被害が発生して、こういう事実を見ると、必ずしも今お話しになったようにPCPが加害の元凶であるというふうに科学的な根拠に立つて説明することが私にはできない。むしろ別な原因があるのではないかと、感じを持つのであります。そういうこととまで詳しくお調べになつておるのかどうか。私は現地に参つて調べてきたのですから、今ここに資料を持っておりませんけれども、そういう事実を確認しておる。そのことを一体どう御理解なさいますか。

○政府委員(庄野五一郎君) これはただいま申し上げました滋賀県水産試験場の調査によるものでございまして、これは被害が起きました直後に、そういう水質、泥土の試験をやつたわけでございます。これが主たる原因だということをおわれれば報告を受けておるわけであります。ただ、当時といたしまして、非常に豪雨でございまして、豪雨等によりまして土砂なりあるいは水流に異変があり、そういう面では、濁つた水が流れ込む、そういう

うことで魚体なりあるいは貝類なりの生活機能が衰えておる、そういうときにまたPCPをやった、そういうことも考えられますが、当時といたしまして、やはり琵琶湖におきましても、魚類がそれから貝類なり真珠なり、あるいは有明海におきましても貝が斃死したことは事実でございます。主たる原因はPCPと、こういうふうにならわれば考えております。

○森八三三 ただ液の濃度の関係からだけで結論を出しになっておるようですけれども、有明海の問題は、私は調査に行っておりませんからわかりませんが、少なくとも琵琶湖におきましては、非常にこういうような薬液に対して弱かろうと、私どもがしろうとで見えております魚族は、統計上一昨年と比べて昨年のほうが水揚量がふえておるのです。そこで私はもちろんPCPが無害なものだというふうな乱暴なことを申し上げる意思はございません。ございせんが、むしろ原因は別にある。集中豪雨等によって散布した薬剤が一時に流出するということによって被害が発生するというものであります。私は理解しておるのであります。だとしますと、ここでお伺いしなければならぬことは、十二条の第何項かによりまして自然条件等を勘案して、そうしてその使用の規制をするという措置が行なわれることになるわけでございます。ところが集中豪雨が来るのか来ないのかわからないのです。これは来るであろうという想定に立って禁止をしたということによって、これは非常な問題が起きると思うのです。そういう場合には一体どうなさるのか、私はPCPそのものが無

害とは申しません。それは非常に激害である。けれども使用の時期が適正であれば、それは魚族に対して被害を与えない。琵琶湖の例によれば、昨年は集中豪雨であつたにもかかわらず、非常に弱いと思われる魚が非常に量産しているという事実を見れば、むしろ規制の実際のやり方がむしろ、むしろむずかしいことを見通してやらなければならぬということなんです。そういうふうな一体おやりになるのか。農林省はそれは知らぬ、知事にはまかせろのだから、知事が勝手にやるのだろ、というふうな無責任な態度じゃ困る。どういう方法でその見通しをおやりになるのか、正常な年であれば、私は加害者というように断定はできぬと思う。異常な年に初めて加害者の状態になる。こういうことですから、その見通しをどうお立てになるのか。

○政府委員(斎藤誠) 十二条の二で新しく創定いたしました第一項は、大量PCPを現在指定する予定になつておるわけでございます。そこでPCPの指定いたします理由をいたしましては、今、水産庁長官から答弁があつたような関係にある、こういうことでPCPそのものを指定農薬として指定する、こういう考え方をとっておりまして、そこでその指定農薬をPCPといたしました場合に、二項において、今度どのような地域について、どのような使用規制方法をとるかということに相なるわけでございます。二項、三項がその内容を規定いたしているわけでございます。

そこで今、御質問になりました自然的条件、特に集中豪雨というふうなものについて、被害の発生が行なわれる

のではなからうか、つまりPCPそのものではなくして、他の要因と相重なつて初めて被害が起るのではないのか。ついでにはその自然的条件というものを予測できるのかどうか、こういう御質問かと存じます。有明海等につきましては、他の地域と比べまして最近数年におきましては、毎年集中豪雨の現象を見ているわけでございます。大体降雨量あるいは降雨の時期を統計的にとりますれば、稲作時期において、どのような降雨量があるかということでは、これは統計的に明らかにするわけでございます。そこで被害の発生する漁場というものが、大体従来の被害の発生状態から見まして押えられます。ならば、そのあとにおけるその区域については、今申し上げたような過去の統計によりまして、この地方におきましては、降雨量が田植時期においてどのような量になるか、あるいはそれに伴つて河川の流水量はどのくらいになるか、それに先ほど水産庁からお話がありましたような、かりに安全濃度が〇・〇一PPMであるというふうなことがわかれば、大体河川におきまます安全濃度に伴う総使用可能量というものが出て参るわけでございます。そういうことを基準にいたしまして、知事の結局判断になるかと思ひますが、使用規制措置をとるかどうかをそこで判断するということにならうかと思ひます。そこで今回の場合に、もしそれが明らかでありますならば、当然に法律的な規制措置をいきなりやるということも考えられますけれども、先ほど来申し上げましたように、従来のいろいろの経過もありまして、やはりこういうおそれのあるものに対しま

して、一たん、天候が順調でありとせば被害はなからうということだけではなしに、現に発生した事実もございまして、そのような事態を想定して、いやしくもそのような措置が、そのような被害の発生状態がないように、できるだけ自主的な話し合いによつて利害の調整をはかるという措置をとりましたのも、今申し上げたような事情を考えましてとつたわけでございます。それで、それによつてなお十分な規制措置ができないというものであります。場合には、知事が規則をもつて定める、こういう二段がまえにとつたわけでございます。その辺はひとつ御察察願ひたいと考えます。

○森八三三 その自然的条件の見通しというのが、過去の統計でとおつしやいますけれども、ことしも、今度豪雪被害なんというところは長期予報にも出ておらぬのに、たいへんな問題がまき起つたわけなんです。最近はどうしたせいか非常に思ひ当たる気象条件というものがまき起つておるのですから、それはなかなか判定はむずかしいと思ひます。そうすると、自主的な規制と申しまして、なかなか農民諸君の主張というものと漁民諸君の主張というものは一致しがたい場合が多からう。そういたしますと、知事がその権限において規制措置を講ずるということにならざるを得ないと思ひます。それによつて農民側から見れば、非常な犠牲をしやされたということになる。しかも、それがあとで気象条件が予測どおりにいかなくと順調にいった場合、何をやつたのだという、こういう議論が起きてくると思ひます。ですからそういう場合

を考えますと、当面農民諸君が負うであろう犠牲に對しましては、それを補完してやるという親切がなければならぬと思ひます。漁民諸君のほうにかけぬがあつてはいけませんから、それも助けてやらなければならぬ。といつて一方の農民諸君のほうに経済的に負担だけをばしなすということでも、これは片手落ちですから、そういう場合にそれに対する補完的な援助をしてやるということが必要であると思ひます。それに対して渡辺委員から、結論だけ聞かしてくれというお話がありましたが、非常に回りくどい答弁がありました。ずばりひとつお答え願ひたい。そういうふうな不測な損害を与えた、あるいは現実になつたはその薬の価格は変わらぬと、こ

うおつしやつておるけれども、変わらぬのはけつこうです。けつこうですけれども、もし新薬を使う、MCPAを使うことによつて現実にはその負担がふえたということでありますれば、その負担のふえた部分だけはめんどろを見てやりますということぐらいおつしやらなければ、この話は合いません。そういう態度があれば自主規制というやつは、これは円満になごやかに進んでいくのですから、その辺の配慮というものは、法律を作る以上は当然な私は措置だと思ひます。政府は、知りません、それは県知事としかるべくおやりなさい、これじゃとても私は納得ができません。それで、知事がもし法律によつて規則を作つてやつたという結果、県単で何がしかの負担をしたという場合は、あとでそれを補完してやるという道をお考えになつておれ

ば、現実に認可したり、補助金やります、こうおっしゃらなくても問題の解決になると思うのです。その辺はどう考えているのか、あくまで政府は知らぬ存ぜぬと訓示規定だけで、やらなければ仕方がなかったということであるのか、どうなんですか、一体そこは、自主的規制はいいですよ。話を合致すには、そういう援護がなければ話はいましませんよ。私は農民諸君も漁民諸君も両方とも守ってあげたいという気持ちに変わってほしい。ですからこの措置が悪いというのじゃなくて、その措置を全からしめるには、政府のそういう思いやりのある措置が伴うことによって効果が発生すると思うのです。そこはどうなんですか。回りにどう答弁はやめて下さいよ。

○政府委員(斎藤誠君) どうしても前段に申し上げなければならぬのでありまして、率直に申し上げます、おしかりを受けるかも知れませんけれども、基本的な、農薬使用にあたりましては、やはりいかに安くても、また自分だけよければ他に迷惑を及ぼしていいのだという農薬の使用のあり方については、私はやはり農家にも御理解願いたいと思うわけであります。今まで使用規制の方法をとり得なかつたゆえんのものは、これにかわるべき農薬が必ずしもなかつたわけでございまして、そういう際におきましては、これは明らかに従来のPCPの使用慣行をないものに置きかえるということでは酷であろうと、こう私は思うわけでございまして、しかしPCPにかわるそれ以上の効果のあるものがあつてしかもそれを使うことによつて、自分も益し、他人にも全然迷惑を

かけないという農薬がございますならば、これは農林省としては普及を促していきたいという考え方をもち、また農家としても当然そういうことについては御理解願えると、これが基本的な考え方でございます。しかし、現実問題として今お話しにありました、結果においてPCPと新しい農薬とに価格差に伴う負担があるのではないか、これは第一に申し上げましたような考え方でも基本的には御理解願うし、現実の問題の処理としては、できるだけその価格差の負担が過重にならないような処理の方向に心がけて参りたい。実質的な面から申し上げますならば、先ほど申し上げましたように、そう大きな負担の差はないとわれわれは考えるわけでございまして、しかし現実的に起こった場合どうするかという重ねての御質問に對しましては、先ほど来申し上げましたように、果あるいは業界あるいは農薬団体、いずれも県内におきましては両方の利害に係る問題でございますので、県の知事がその間に立ちまして、できるだけ現実的な処理をはかるようにしていただく、また、われわれもそれをバックして参りたい、こう考えているわけでございまして、

○森八三三君 今のPCPの使用は主として水田であります。米作であります、そこまでおっしゃればひとつ申し上げてみたいと思うのですが、これは総理大臣も、農林大臣もしばしば米価の決定につきましては、生産費所得補償方式という算式を堅持いたしますということを言明されているのです。農家が勝手にやった生産費の問題は別

といたしまして、法律によってこういう規制があり、そこで生産費が命令的に増高したという事実が発生した地点に對する米価は、生産費が高いのですから、政府の買い入れ米価をそれだけ上げるという措置をとれば、補助金を出さなくても結論的には同じ結果が生まれるということになる。生産費所得補償方式を堅持するという限りにおいては、当然これは生産費の増高に入つてくると思うのです。これは農家のわがままじゃないのですよ、命令によつて、規則によつてそういう結果が生まれるのですから、政府の買い入れ米価については、規制措置を講じた地域の米価は考えられる増高費がありとすれば、その部分だけ高く買いますとすれば、それは筋が通ると思うのですが、ね、どうでしょうか。生産費所得補償方式をとりますということは、しばしば言明されている。その方式では、生産費というものは、基礎になるその生産費の中に、農家のわがままというところとなしに、規則、命令で生産費がそれだけ上がるというのですから、それはその部分として見てやるといふことは、いかなるものでございましょうか。それもいかなるものになるかと、生産費所得補償方式は実行しませんというところにどうもならざるを得ぬと、どうなる。当然なことじゃないですか、どうです。

○温水三郎君 関連。このPが薬害があるということで非常に問題になつておつたのですが、Aが発表されて、しかも薬価においてもあまり変わらないうような場合もありますので、どっちがどうなるかは、私も計算の内容が明らかでございませんで、建前といた

熊本の北口議員の詳細な説明を聞きまして、薬価においてはやはり相当な開きがある。それから作物に對する薬害、これが実験の結果かなりある。こういうことで非常に私としても困つてゐるわけでありまして、私が質問をいたしたい点は、この都道府県の行なう指導と援助、その援助の中に二十四の補助を行なうと、こういうことが熊本県では行なわれんとしている。この二十円が、薬価が六十円であるのか、あるいは八十円であるのか、四十円であるのか、その点は別として、この二十円の援助を三十円、四十円にすることを、この法案では期待しているのか、あるいはそういうことはよけいなことだと考えているのか、もしくは期待していないならば望ましいと考へてゐるのか、あるいは望ましくないよけいなことだと考へてゐるのか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(斎藤誠君) 森委員の御質問によりまして生産費所得補償方式の建前をとれば、薬価が上がればそれが反映するが、こういうことでございまして、私も生産費所得補償方式の計算の内容そのものをつまびらかにしておりませんから、当然薬価の変動によつて生産費が動けば、それによつて動くものであらうと考へます。ただ、先ほど来申し上げましたようにP・C・Pは三キロであつても、逆にこの場合は二キロでもいい場合もあつたり、あるいはさらに2・4・Dをまかなうて済むような場合においては、逆に薬を使ふことによつて生産費が安くなるといううような場合もありますので、どっちがどうなるかは、私も計算の内容が明らかでございませんで、建前といた

しまして生産費に反映されることは、これはお説のとおりではないかと思ひます。

第二の御質問につきましては、先ほど御答弁申し上げたわけでございまして、十二条の二の建前、援助の規定は、これは自主規制におきます都道府県知事の建前を申し上げたわけでありまして、一方において自主規制のある場合は援助をし、それが整わない場合においては、法律のな規則によつて使用規制をする、こういうことを規定したわけでございまして、援助の内容そのものにつきましては、どういふものでなければならぬというところまで、この内容では明らかにいたしておりません。したがつて知事といたしまして、その場合その場合におきまして必要と認められる指導援助をケースにおいていたす、こういう内容のものでござい

○森八三三君 そうしますと、特殊な地域において生産費が増高したという事実があれば、その地域の買い入れ価格には当然反映するであらう、こういうことを御答弁いただいたものと了承いたします。

それから都道府県知事がいかなる措置を講ずるかということとは、その都道府県知事にまかしてあります、これもわかります。そこで温水委員からお話がありましたように、県によりましては、二十円とか三十円とか援助しようといううような措置が講ぜられるというううがあるわけですね。そこでそういう措置が講じられた場合に、政府としては、それは県が好意をもつてやつたんだから、それでよろしいということでは、過ごされてしまふのか、そういう県の

援助に対してさらに国として補完的な援助の措置を講じられるお気持があるのかないのかという点を明確にしたい。

○政府委員(斎藤誠君) 一番初めの御質問の御理解につきましては、若干聞き間違いと存じますが、地域的に格差をもつて生産費が増高すれば、米価において格差があるということを示し上げたわけではございません。全国の生産費の中に葉価の変動が入るであろうということを示し上げたのでございませう。特別の地域について特別の生産費が増高すれば、特別の価格になる、地域的な価格になるということを示し上げたわけではございませんことを御了承願いたいと存じます。

それから第二の援助の中におきまして、補完的に何らかの措置を講ずるかということでございますが、お尋ねの内容が価格差補給金についての援助措置をするのかという御質問でありますれば、現在のところ私のほうは先ほど来御説明したとおり、実質的にはそう大きな差はなからうということ、今のところ考えておりません。ただこの使用にあたりましての新農薬の普及につきましては、これは今後奨励をいたすべきものと考えておりますので、したがって、この法律の施行日まで含めまして、事業費として約九百万円の予算を計上いたしまして新農薬の指導の講習、研修会あるいはモデル地区を設けて、新農薬使用についての普及をはかっていくというような措置は講じて参りたい、こう考えております。

○森八三三君 私のところへ届いた電報ではございませんが、今同僚の委員

諸君から回覧で回ってきた電報を見ますと、価格差がある。その差が約百円に及ぶ、そこでその百円の援助措置がなければ九州四県も普及困難である、裏を返せばP・C・Pを使うことになってしまったというような趣旨の手紙が来ておるんです。こういったことも、せっかくこれは法律を作りました、効果を發揮しない法律を作ると、それで強制的に意見を聞いて県知事が条例を設けて措置をしたということになりますと、罰則では一万円の罰金ということになりまして、全部縛ってしまうかという、これはおそらく実際問題として私はできないと思うんです。そうしますとどうなるか。法律をわれわれがここで賛成をして上げるといたしまして、知事がそういう援助措置がなければできません、こういうことを表明してきておるんです。そんなことをしながら、われわれはここで法律を可決するということは、いかにも知事に対して不親切でありますし、同時にまた、そのことは沿岸地帯では、大抵農民漁民というものは、どっちが本業でどっちが兼業かわかりませんけれども、一体のものなんです。しかしそれがおのおの立場を要して地域内で同士相はむという結果をわざわざここに導き出すということ、摩

は八百五十万円ですかという予算だけでそこまで発展していく予算がないというところから、今局長としてはそういう措置までできませんということをお答えするを得ないと思ひますが、構造改善の事業については、政府は地方庁に二割のかき上げの相談をせられまして、それが措置した場合には交付税等においてめんどう見るといふ約束が成立しております。それと同じように、そこでひとつそういう措置をしたに、府県に対しては、特別交付税でその総額をめんどう見るといふくらいのこと、おっしゃつてもいい筋ではないかと思ひ、この法律を作る限りにおいては、当然の政府の思いやりの措置であると思ひます。どうしてしようか。それでもできませんということになりますと、子供を生みつばなして、生きようが死のうが勝手だといふ実に無慈悲な態度で、われわれとしてはそう簡単に賛成するわけにいかぬということになってしまふんです。私は農民のほうも助けたい、漁民のほうにも援助の手をのべていきたい、そうして国全体の生産力を上げていきたいという気持は、政府と同じなんです。それによつていたずらに摩擦を誘発するようなことは避けたい。そのためには私よくわかりませんが、今予定されている地域は、しばしば話が出ておりますように、有明沿岸それから琵琶湖の周辺というやうな地域であるとすれば、約十万ヘクタール前後らしいんですね。といいたしますと、災害というものがあつかないかは別です、局長はなによりにおっしゃつておるけれども、私はあつた場合という前提を置いていふのですから、これがかりに三十

円で済むというのかもしれませんが。しませんが、そういう場合であるとすれば三千万円、百円全額でも一億円ということなんですから、金額としてはたいしたものではないんです。そういう金額で円満にいくということであれば、しかもこの法律が効果を上げるということであれば、当然措置をするという態度を示すべきであると思ひますが、どうですか。

○渡辺勲吉君 関連。ないと言つたことであらば、これは非常に私の質問に対する答えより硬化して、答えが逆行している、関連して質問しますが、明らかにあるから、県でも二十円を補助することをきめておる。あるから、農林省も行政庁の責任を持つてメーカーに折衝していろいろ苦労された結果、十五円をこしは出させることに一応話を取りつけておる。だからお取り扱ひの農協としても、犠牲を覚悟して十五円ないしできれば二十円をさらに補助して、農家のそういう新業を使う犠牲を少しでも軽からしめるためにこれも協力している。だから、明らかにこれは三百九十円という小売価格は確定しているのですから、それに比較する従来のPCPは三十八年度の小売価格は三百円が予想されるけれども、ごく最近では先ほども言いましたように、十円から二十円さらに低い小売価格で売り渡されることがしばしばあります、私のとつたデータによると、そうしますと、百十円の幅があるのに、その幅に対しては、今までの積み上げた補てんする財源は、わずか五十円にしかならない。あとの六十円は依然として未解決のままに、このことを農林省は訓示と称して、ここでい

ろな各会派から共通して出ている意見に対して訓示的な答弁をしたのは、非常にこれは将来問題が起こるのですよ。これはそういう点が、十分行政庁として処理する姿勢が示されません、この法律の処理というものは、あなたの考へているような結論にはいかねると思ひます。だからもつと納得のいく、今後積極的にその問題を是認した上で善処するという前向きな誠意ある答弁が得られませんか、私はそれなりにこの新たな決意を持つてこの法案に臨まなければならぬというのを申し上げて、あなたの誠意ある答弁を重ねて伺いたい。

○政府委員(斎藤誠君) まあこの問題につきましては、農業団体ばかりでなしに、漁業団体におきましても非常な関心のある問題でございまして、ここ二、三年來このような問題を繰り返すことによりまして、だんだん問題が激化して参ることをおそれておつたわけでございますが、中央団体におきましても、その方向としてこの際このようになことで大體やることにつきまして意見の一致を見たというやうなこともございまして、いろいろどちらかの立場におきましては、この法案自身といったしましても、必ずしも私も十全なものであるというふうには考へておりません。しかし、今お話しになりました農業者におけるこの問題の価格差いかによつては、農業団体として十分これに協力できないというふうには、私まだ聞いておらないわけでございますが、今のお話しの中にいろいろ価格差の問題、負担の問題がございまして、けれども、これもさうだといふやうな形で必ずしもわれわれのほうで検討いた

しました結果、理解できない面もございまして、先ほど森先生から、あるいは渡辺先生から、三百九十円と三百円の間に九十円ないし百円の開きがあるというお話でございますが、三百円という価格につきましても、これまた一つの見込みであるというふうに思っています、われわれの計算では三百円にしても、相当採算を割ったような価格である。このような採算を割った一方の価格をにらみながら、他方におきまして、新農薬の価格差と比較するという

すならば、誠意をもって指導に當つて参りたい、かように考へております。
○渡辺勸吉君 抽象的な答弁でこれは、どうしても納得できません。そこでこれは質問は繰り返しません。政務次官から、私並びに他の委員が質問したことの価格差に対する農林省の最高責任者から、この御答弁を明確にお伺いをいたします。抽象的にごちゃごちゃ言わないで、もう時間もないから、結論だけひとつ政務次官からお答えを願いたい。

ことについては、これはどうも理解納得できない部分も私のほうはあるのじゃないかと思うわけでございます。ただ現実の問題といたしまして、できるだけ農家が新農機につきまして十分その効果を認識していただき、またそれに伴う負担関係がどのようなものであるかというのを、だんだん理解していただきますならば、必ず納得していただけるのではないだろうか。われ

えて。今ずっと質疑の模様を聞いておりますとね、与党の方々の中にも、この問題をそのままにしておいて法案を通すということはおもうすにできないような情態にいつておるのじゃないかかと思うのです。私どももそう思う。そうすれば頭のいい方ばかりだからややこしいことは言わないで、端的に問題の核心をついた答弁を願いたい。そう

われも今後農民、農家のほうに對しましては、新しい農業につきましての普及を一そう要望して參りたいと考えております。つきましては、この問題は府県知事といたしましては、當然に一方において農業者の利害があり、他方において漁業者の利害があるわけでございまして、その間におきまして、當然いろいろの工夫なり努力をされて、いたゞくことと存じます。農林省とい

して善処され、そういう事態が起こった場合に、非常に農民の負担がふえた場合、それを國として何らかの方法で善処しますという確約が得られますならば、この法律は通してもいいと思う。それが無いのに通せないよ、われわれは。まして与党の方々の質問を聞いておつても、これがあいまいにされたままあれだけの質問をしておいて、これはさつと通すということもおそろ

たしまして、これは府県知事の責任であるということで、府県知事にすべてをまかせるというふうな考え方は毛頭ございません。業界の指導の面におきまして、あるいは農家の理解の面におきまして、あるいは農林省としてやれるような行政指導の面がございま

く与党の方もできないと思う、どうですか。

○政府委員(大谷實雄君) ただいまの問題につきましては、十分に誠意をもって検討をいたしまして、最大の努力をいたしたいと存じます。

○森八三一君 価格差がわれわれは

あると主張する、局長は価格差はなしと答弁されております。これは今後やってみなければわかりなことです

ら、私はそれでいいのです。幸いに政府の御高配によりまして、メーカーの方もずっと下げて新薬を売り出すというところでございますれば、それで問題解決なんです。もしそうはいかないと、現実の姿が価格差ありという結論が出た場合には、ただいま政務次官の御答弁によって、誠意をもって御趣旨の実現のために努力したいと思っております。

ますということ。和は渡辺委員への善処をいたしますということに、私は了解していただきますというのがね。そういうことに了解してよろしゅうございましょうか。もう五時も過ぎましたから、この辺で結論をつけたいと思うのです。そういう趣旨に了解してよろしいかどうかということだけお伺いいたします。そう了解してよろしゅうございますか。

○政府委員(大谷實雄君) 先ほど申し上げましたように、十分、誠意をもちまして検討をいたし、最大の努力をいたしたいと思えます。

○森八三君 最後に、ただいまのお言葉では、どうも畜安法でもわれわれは法律を修正しただけでも、どうも頭が鈍いので、ざる抜きの修正をしてしまったことがあります。なかなか着弁がうまいので、あとでどうなるかわ

わからぬという心配はありますけれども、しかし政務次官の人格の高潔に信頼しまして、ただいまのお答えは都道府県が措置をして、それが経済的な負担であつた場合には、政府としても知らぬ顔はいたしません、そのしりぬぐいは、何らかの方法によつてやること

に善処いたしますということに、私には理解をいたしまして、期待をいたします。

最後にお伺いしたいのは、このことの効果を上げて参りますのに、新葉普及について最善の努力をしなければならぬと思うのです。そのためには、いろいろな使用の時期だとか、使用法についての指導の徹底をはからなければならぬと思うのです。その指導の徹底ということは、何と申しましたも、町村の段階でやらなければならぬ

と思ふのです。それには普及員の諸君の活動に期待することは大でございしますが、同時に農薬を取り扱つておる協同組合の管農指導員とか、そういうものが十分これに取り組んでいかなければならぬと思ふのです。そういうふうな活動の費用を、指導費というものが予算にあるのですから、それを回してやるということになるべきであると思ひますけれども、そういうお氣持が

あるかないか、最後にお伺いしておきます。

○政府委員（斎藤誠君） お手元にお配りいたしております予算の中におきましても、約三百万円の事業予算を含んでおります。これで各地の講習会、研修会で趣旨の普及、徹底をはかつて参りたいと考えております。もうすでに新機軸につきましては、相当各府県に指示いたしましたので、業界と一緒に

まして指導普及に当たっておるわけがあります。今後とも努力いたします。

○森八三三君 私の間きましたのは、実際に農薬を取り扱う第一線の指導者に対して、その普及なり使用方法について個々の農民を指導していくための経費というものについて、三百万円の

中から助成の方途を講じなければいかぬと思うがどうですかと聞いておる。やりますならやりますと、やらないな

らしいのです。
○政府委員(斎藤誠君) 当然これは運用できると想います。
○仲原啓一君 時間もありませんので、ただ一点だけ要望を兼ねて質問をいたしたいのであります。それは、この法律を運用する場合に、ほかの法律とどこか違つてゐる点があるわけであらうと想つておられるのではないかと存じます。

す。それは科学的な基礎をいねねる証
驗データーといいますが、そういうも
のをよくもとにして運営しないと非常
にむだな、法律と違ふ点が出てくると
思うのであります。それは今度の摺
案理由の中にもありますが、成長促進
剤であるとか、あるいは発芽抑制剤で
あるとか、防除剤であるとか、そうい
うものを取り締まりの対象にする場合
に、あるいは登録を申請す
おきましても、あるいは登録を申請す

る場合に毒性の強いものを却下することもあるわけでございますが、こういうものはすべて試験データーを中心にして行なわなければならぬという気がいたします。そういう場合に、どうも現在の試験研究機関では弱体ではなからうかという気がいたしますが各委員からの御質問を通じての答弁を聞いておりましても、どうも試験データーとい

ということになりはしないかと思えます。そういう意味で、このいただいて
いる資料を見ますと、約四千万円ばかり
の予算で三十一人の定員で農薬検査
所というのがございますが、これは今
度の法律を新しく運用するために従来
から何も、ふえていないという気がい

たしますけれども、こういうことで
本法の運用の適正が期せられるかどう
か。そういう点をお伺いしたいとい
同時に、私といたしましては、もつと
これが適切に運用するために試験研
究機関を拡充していただきたいとい
気がいたします。これは同時に国際収
支の面から見ても、農産物の生産が
三百三十八億というお話でございま
し、先ほどのお話の中でも半分が
輸入だ、特に特許料であるとか、あ
いは全体の、輸入を含めると半分くら
いも輸入しているということござい
ます。それから輸出のほうを調べてみ
ますと、これも七億四千万が沖縄な
り韓国なり台湾、そちらのほうに出
ておりまして、国際収支の上に相当重
な役割を果たしております。こういう
点から見ても、やっぱり試験研究
を充実して国際収支改善のための基礎
調査をやる必要があるかと考えま
す。したがって、国だけの試験研究の
拡充だけでなく、民間関係について
もこれは相当研究する必要があると
思います。特に本法の第二条二項で兼
効なり被害の試験成績のデータをつ
けて申請するような仕組みになってお
りまして、そういう問題についても、事
務的に非常にそごを来している、非
常に支障を来しているというお話も
聞いておりますので、やはり民間関係
の試験研究についても育成助長をやる
という御意思があるかどうか。具体的
に申しますと、試験研究所については
融資の問題であるとか、あるいは税制
の問題であるとか、特に固定資産税の
問題を軽減するとか、過去においても
そういう実例があるように思いますが
で、そういう民間研究機関の育成保護

【賛成者挙手】
○委員長（櫻井志郎君） 全会一致でござ
います。よって本案は全会一致で
もって原案どおり可決すべきものと決
定いたしました。なお、この際お諮り
いたします。ただいま可決すべきもの
と決定いたしました本案に対し、委員
長及び理事で協議の結果、附帯決議を
付することにいたしました。案文を朗
読いたします。

○委員長（櫻井志郎君） なお、諸般の
手続等につきましては、先例により、
これを委員長に御一任願いたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（櫻井志郎君） 御異議ないも
のと認め、さよう決定いたしました。
これをもって散会いたします。
午後五時三十四分散会

○政府委員（斎藤誠君） ただいまのお
話はごもっともでございまして、従来
に引き続きまして研究所、研究機関、
特に農産検査所の予算増額について努
力いたしますほか、民間に對しまして
も農林省として企業合理化試験である
とかいうような項目から出した例もご
ざいますので、御趣旨に沿った方向で
一そう努力をいたして参りたいと思
います。

○委員長（櫻井志郎君） 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（櫻井志郎君） 御異議ないと
認めます。

○委員長（櫻井志郎君） 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（櫻井志郎君） 御異議ないと
認めます。

○委員長（櫻井志郎君） 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（櫻井志郎君） 御異議ないと
認めます。

○委員長（櫻井志郎君） 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（櫻井志郎君） 御異議ないと
認めます。

○委員長（櫻井志郎君） 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（櫻井志郎君） 御異議ないと
認めます。

○委員長（櫻井志郎君） 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（櫻井志郎君） 御異議ないと
認めます。

○委員長（櫻井志郎君） 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（櫻井志郎君） 御異議ないと
認めます。

○委員長（櫻井志郎君） 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（櫻井志郎君） 御異議ないと
認めます。

○委員長（櫻井志郎君） 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（櫻井志郎君） 御異議ないと
認めます。

○委員長（櫻井志郎君） 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（櫻井志郎君） 御異議ないと
認めます。

○委員長（櫻井志郎君） 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（櫻井志郎君） 御異議ないと
認めます。

昭和三十八年四月六日印刷

昭和三十八年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局